

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月14日
【四半期会計期間】	平成22年度第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	三菱商事株式会社
【英訳名】	Mitsubishi Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 健
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号
【電話番号】	(03)3210-2121(受付案内台)
【事務連絡者氏名】	主計部 予・決算管理チーム 嶋津 吉裕
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号
【電話番号】	(03)3210-2121(受付案内台)
【事務連絡者氏名】	主計部 予・決算管理チーム 嶋津 吉裕
【縦覧に供する場所】	中部支社 (名古屋市中村区名駅一丁目1番4号) 関西支社 (大阪市北区梅田二丁目2番22号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		平成21年度 第3四半期連結 累計期間	平成22年度 第3四半期連結 累計期間	平成21年度 第3四半期連結 会計期間	平成22年度 第3四半期連結 会計期間	平成21年度
会計期間		自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
収益	百万円	3,362,912	3,839,140	1,180,404	1,295,279	4,541,500
売上総利益	"	748,620	888,237	238,216	282,165	1,016,683
法人税等及び持分法による 投資損益前利益	"	215,889	419,825	70,791	104,657	294,268
当社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	"	185,590	359,696	48,166	91,899	273,147
売上高	"	12,451,459	14,338,356	4,379,554	4,797,944	17,098,705
株主資本	"	-	-	2,790,127	3,149,310	2,961,376
総資産額	"	-	-	10,900,378	11,216,451	10,891,275
1株当たり株主資本	円	-	-	1,698.01	1,915.97	1,801.84
1株当たり当社株主に帰属 する四半期(当期)純利益	"	112.96	218.84	29.31	55.91	166.24
潜在株式調整後1株当たり 当社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	"	112.71	218.27	29.24	55.75	165.86
株主資本比率	%	-	-	25.6	28.1	27.2
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	614,581	247,130	-	-	760,568
投資活動による キャッシュ・フロー	"	169,237	144,880	-	-	141,157
財務活動による キャッシュ・フロー	"	705,519	94,192	-	-	755,117
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	"	-	-	965,641	1,076,245	1,093,478
従業員数	人	-	-	59,198	58,629	58,583

(注) 1. 当社の連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準に準拠した用語、様式及び作成方法に基づいて作成しております。

2. 売上高については、日本の投資家の便宜を考慮して、日本の会計慣行に従い表示しております。尚、売上高は当社及び連結子会社が契約当事者又は代理人等として行った取引額の合計となっております。

3. 株主資本は、非支配持分を除く当社株主に帰属する資本の部の金額を表示しており、1株当たり株主資本及び株主資本比率は、当該金額にてそれぞれ計算しております。

2【事業の内容】

当社グループは、国内外のネットワークを通じて、エネルギー、金属、機械、化学品、生活産業関連の多種多様な商品の売買や製造、資源開発、インフラ関連事業、金融事業を行うほか、新エネルギー・環境分野等における新しいビジネスモデルや新技術の事業化、総合商社の持つ機能を活かした各種サービスの提供など、広範な分野で多角的に事業を展開しております。

当社はこれらの事業を、取扱商品又はサービスの内容に応じて複数の営業グループに区分しており、それぞれの事業は、当社の各事業部門及びその直轄の関係会社（連結子会社 355 社、持分法適用関連会社 201 社）により推進しております。

オペレーティング・セグメントごとの取扱商品又はサービスの内容、及び主要な関係会社名は下記のとおりです。

	取扱い商品又はサービスの内容	主要な連結子会社名	主要な持分法適用関連会社名
新産業金融事業	アセットマネジメント、パイアウト投資、リース、不動産（開発・金融）、物流・保険 他	三菱商事ロジスティクス 三菱商事・ユービーエス・リアルティ MCアビエーション・パートナーズ DIAMOND REALTY INVESTMENTS MC AVIATION FINANCIAL SERVICES(EUROPE)	三菱オートリース・ホールディング 三菱鉱石輸送 三菱UFJリース
エネルギー事業	石油製品、炭素、原油、LPG、LNG 他	三菱商事石油 PETRO-DIAMOND INC. DIAMOND GAS RESOURCES	JAPAN AUSTRALIA LNG (MIMI) BRUNEI LNG
金属	鉄鋼製品、石炭、鉄鉱石、非鉄金属地金・原料、非鉄金属製品 他	メタルワン ジェコ MITSUBISHI DEVELOPMENT PTY	IRON ORE COMPANY OF CANADA MOZAL
機械	重電機、鉄道、エレベーター、プラント、船舶、自動車、産業機械、宇宙 他	レンタルのニッケン TRI PETCH ISUZU SALES MCE BANK THE COLT CAR COMPANY	千代田化工建設 KRAMA YUDHA TIGA BERLIAN MOTORS
化学品	石油化学製品、合成繊維原料、肥料、機能化学品、合成樹脂原料・製品、食品・飼料添加物、電子材料 他	三菱商事プラスチック興人 三菱商事フードテック エムシー・ファーターコム 三菱商事ケミカル	サウディ石油化学 METANOL DE ORIENTE, METOR AROMATICS MALAYSIA EXPORTADORA DE SAL
生活産業	医療周辺、流通サービス、リテール関連事業、食糧、食品、繊維、資材 他	日本ケアサプライ 菱食 日本農産工業 東洋冷蔵 サンエス 明治屋商事 日本ケンタッキー・フライド・チキン 三菱商事建材 PRINCES ALPAC FOREST PRODUCTS	ティーガイア クリエイト・レストランツ・ホールディングス コカ・コーラ セントラル ジャパン ローソン ライフコーポレーション 北越紀州製紙 MITSUBISHI CEMENT
その他	財務、経理、人事、総務関連、IT、新エネルギー、海外電力、環境・水関連事業 他	DIAMOND GENERATING CORPORATION 三菱商事フィナンシャルサービス MITSUBISHI CORPORATION FINANCE アイ・ティ・フロンティア	
現地法人	複数の商品を取扱う総合商社であり、主要な海外拠点において、当社と同様に多種多様な活動を行っている。		米国三菱商事会社 欧州三菱商事会社 上海三菱商事会社

(注) 連結子会社数、持分法適用関連会社数には、当社が直接連結経理処理を実施している会社のみ含めており、連結子会社が連結経理処理している関係会社(当第3四半期連結会計期間末現在 486 社)はその数から除外しております。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間における重要な関係会社の異動は以下のとおりです。

(1) 連結子会社

	会社名	異動(理由)	住所	資本金又は出資金	議決権 所有割合 (%)	関係内容	
						役員の 兼任等 (人)	営業上の 取引等
エネルギー 事業	CORDOVA GAS RESOURCES	新規連結 (新規設立) 連結除外 (合併)	CALGARY, CANADA	CAN\$ 276,300,000	100.00	3	仕入会社
	エムシー・エネルギー		東京都千代田区	百万円 490	100.00	6	販売会社

(2) 持分法適用関連会社

	会社名	異動(理由)	住所	資本金又は出資金	議決権 所有割合 (%)	関係内容	
						役員の 兼任等 (人)	営業上の 取引等
生活産業	六甲バター	新規持分法適用 (株式取得)	兵庫県神戸市 中央区	百万円 2,843	20.24	2	販売会社

- (注) 1. 連結除外となった会社の議決権所有割合については、当第2四半期連結会計期間末の状況を記載しております。
2. エムシー・エネルギーは、平成22年10月1日をもって、当社連結子会社でありましたペトロダイヤモンドジャパンと、ペトロダイヤモンドジャパンを存続会社とする合併を行っております。
なお、ペトロダイヤモンドジャパンは、商号をエムシー・エネルギーに変更しております。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

		平成22年12月31日現在
従業員数(人)		58,629

(2) 提出会社の状況

		平成22年12月31日現在
従業員数(人)		6,245

- (注) 1. 当第3四半期連結会計期間に在籍した臨時従業員の平均人数は、当社が786名、連結子会社が19,526名であり、上記人数には含まれておりません。
2. 提出会社の従業員数に顧問・嘱託235名、他社からの出向者321名、海外店現地社員923名を含め、他社への出向者2,036名を除いた提出会社の就業人員数は5,688名です。

第2【事業の状況】

1【売上、仕入及び成約の状況】

(1) 売上の状況

「4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」及び「第5 経理の状況」におけるセグメント情報を参照願います。

(2) 仕入の状況

仕入高は売上高と概ね連動しているため、記載は省略しております。

(3) 成約の状況

成約高と売上高との差額は僅少であるため、記載は省略しております。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

特に記載すべき事項はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績

当第3四半期連結会計期間の経済環境としては、先進国については、景気刺激策に支えられ緩やかな景気回復が続いた一方、新興国については、総じて内需を中心とした高成長が維持されましたが、アジア地域では金融引き締めなどを背景に成長ペースがやや減速しました。

わが国の経済は、アジア経済の減速などにより輸出が緩やかに減少し、エコカー補助金の打ち切りなどによる個人消費の反動減が生じたこともあり、景気は足踏み状態となりました。

このような環境の下、当第3四半期連結会計期間の売上高は、鉄鋼製品需要の回復に加え、自動車などの機械関連取引が堅調に推移したことにより、前第3四半期連結会計期間を4,184億円（9.6%）上回る4兆7,979億円となりました。

売上総利益は、原料炭などの資源価格の上昇に加え、鉄鋼製品事業や自動車関連事業の販売が堅調に推移したことから、前第3四半期連結会計期間を439億円（18.4%）上回る2,822億円となりました。

販売費及び一般管理費は、前第3四半期連結会計期間とほぼ横這いの2,085億円となりました。

その他の損益項目については、主に為替関連損益が減少したことにより減益となりました。

この結果、法人税等及び持分法による投資損益前利益は、前第3四半期連結会計期間を339億円（47.8%）上回る1,047億円となりました。

持分法による投資損益は、海外の資源関連会社の業績が堅調であったことから、前第3四半期連結会計期間を239億円（97.6%）上回る483億円となりました。

以上の結果、当社株主に帰属する四半期純利益は前第3四半期連結会計期間を437億円（90.8%）上回る919億円となりました。

オペレーティング・セグメント別の業績を示すと次のとおりです。

a．新産業金融事業

新産業金融事業グループは、アセットマネジメントや企業のパイアウト投資から、リース、不動産（開発・金融）、物流、保険などの分野において、商社型産業金融ビジネスを展開しています。

当第3四半期連結会計期間の当社株主に帰属する四半期純利益は54億円となり、前第3四半期連結会計期間と比較して125億円の増加となりました。これは、前第3四半期連結会計期間の株式減損（日本航空株式会社など）の反動及び海外不動産売却益の計上により増益となったものです。

b．エネルギー事業

エネルギー事業グループは、石油・ガスのプロジェクト開発・投資を行うほか、原油、石油製品、LPG、LNG、炭素製品などの取引業務を行っています。

当第3四半期連結会計期間の当社株主に帰属する四半期純利益は174億円となり、前第3四半期連結会計期間と比較して76億円の増加となりました。これは、前第3四半期連結会計期間における日本航空子会社向け燃料デリバティブ取引に係る損失計上の反動などにより増益となったものです。

c．金属

金属グループは、薄板、厚板などの鉄鋼製品、石炭、鉄鉱石などの鉄鋼原料、銅、アルミなどの非鉄金属原料・製品の分野において、販売取引、事業開発、投資などを行っています。

当第3四半期連結会計期間の当社株主に帰属する四半期純利益は410億円となり、前第3四半期連結会計期間と比較して135億円の増加となりました。これは、前第3四半期連結会計期間における日本航空子会社向け燃料デリバティブ取引に係る損失計上の反動及びカナダ鉄鉱石関連会社での持分利益増加により増益となったものです。

d．機械

機械グループは、電力・ガス・石油・化学・製鉄などの主要産業素材に係る大型プラントから、船舶・鉄道・自動車などの物流・輸送機器、宇宙・防衛産業向け機器、建設機械・工作機械・農業機械などの一般産業用機器まで、幅広い分野の機械に関し、販売取引、事業開発、投資などを行っています。

当第3四半期連結会計期間の当社株主に帰属する四半期純利益は172億円となり、前第3四半期連結会計期間と比較して90億円の増加となりました。これは、主にアジアを中心とした海外自動車関連事業の好調などにより増益となったものです。

e . 化学品

化学品グループは、原油や天然ガス、鉱物・植物・海洋資源などより生産される川上の原料から、プラスチック、機能材料、電子材料、食品素材、肥料や医薬品などの川下へ展開する幅広い化学品の分野において、販売取引、事業開発、投資などを行っています。

当第3四半期連結会計期間の当社株主に帰属する四半期純利益は82億円となり、前第3四半期連結会計期間と比較して20億円の増加となりました。これは、親会社における汎用化学品取引好調及び石化事業関連会社での取引好調などによるものです。

f . 生活産業

生活産業グループは、食料、衣料、紙・包装材、セメント・建材、医療・介護など、人々の生活に身近な分野で、原料・素材の調達から消費市場に至るまでの幅広い領域において、商品・サービスの提供、事業開発、投資などを行っています。

当第3四半期連結会計期間の当社株主に帰属する四半期純利益は156億円となり、前第3四半期連結会計期間と比較して16億円の増加となりました。これは、資材関連事業での取引利益・持分利益の増加や、食料関連会社の持分利益増加などにより増益となったものです。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、第2四半期連結会計期間末と比べ34億円増加し、1兆762億円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間において、営業活動により資金は603億円増加しました。これは、資源関連子会社などの営業収入及び資源関連を中心とした投資先からの配当収入が堅調に推移したことにより、資金が増加したものです。尚、前第3四半期連結会計期間と比べ856億円の減少となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間において、投資活動により資金は161億円減少しました。これは、固定資産売却による収入があったものの、海外子会社などにおける設備投資に伴う支出があったことにより、資金が減少したものです。尚、前第3四半期連結会計期間と比べ655億円の増加となりました。

以上の結果、営業活動及び投資活動によるキャッシュ・フローの合計であるフリー・キャッシュ・フローは442億円の資金増加となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間において、財務活動により資金は353億円減少しました。これは、主に親会社において配当金の支払があったことにより、資金が減少したものです。尚、前第3四半期連結会計期間と比べ1,117億円の増加となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

a. 新中期経営計画「中期経営計画2012」

当社は昨年7月に、平成22年度から平成24年度の向こう3年間の新たな経営計画として、「中期経営計画2012」を策定致しました。

本計画では、当社が目指すべきこととして、「継続的企業価値の創出（継続的経済価値、継続的社会価値、継続的環境価値の“3つの価値”の創出）」を掲げました。全てのステークホルダーの要請・期待を踏まえ、事業活動を通じて日本や世界の課題解決に貢献しながら、「継続的企業価値」の創出を目指します。

「 <u>継続的企業価値</u> 」	「 <u>継続的経済価値</u> 」： 弛まぬ収益モデルとポートフォリオの変革により、健全な利益成長と企業価値の増大を目指す
	「 <u>継続的社会価値</u> 」： 企業市民として「社会との共生」という観点から、経済社会の発展に寄与する
	「 <u>継続的環境価値</u> 」： 地球を最大のステークホルダーと捉え、地球環境の保全と改善に取り組む

新興国の高い経済成長、先進国の地位の相対的低下、価値観の変化・技術革新・新興国の台頭などが生み出す、新たな成長市場の出現、ステークホルダーの拡がりなどの外部環境変化や、当社自身の収益構造の変化、収益モデルの変化・多様化、ビジネス現場や実質的な事業推進母体の事業投資先への移転の進展などの内部環境変化を踏まえ、当社は、「収益基盤の強化・充実」と「次なる収益の柱の育成」に向けた取組みを推進致します。

まず、定量目標としては、平成24年度の連結純利益として5,000億円を目指すことと致しました。当社の過去最高益は、平成19年度に計上した4,709億円ですが、この過去最高益を上回る水準を目指すものです。また、中経期間中のROEは12～15%を見込んでおります。一方、ネット有利子負債倍率（ネットDER）は1.0～1.5倍を目処とし、財務の健全性も維持致します。尚、配当につきましては、従来の基本方針を踏襲し、連結配当性向20～25%の幅で行う方針です。

次に、投資計画につきましては、中経期間中にコンスタントに毎年7,000～8,000億円、3ヵ年合計で2兆～2兆5,000億円の投資を実行致します。具体的には、全社戦略分野・分野に向けた投資として4,000～5,000億円、金属資源・エネルギー資源分野に向けた投資として1兆～1兆2,000億円、その他分野に向けた投資として6,000～8,000億円を計画しております。

尚、これらの目標を実現するために実施する主な施策は以下のとおりです。

「全社戦略分野・地域の設定」：

新興国の高い経済成長や新たな成長市場への対応

- ・ インフラや地球環境事業を全社戦略分野に設定し、新たな成長市場への対応と、日本や世界の課題解決に貢献します。
- ・ 中国・インド・ブラジルを全社戦略地域に設定し、成長著しい新興国の内需の取込みを狙います。

「多様性を活かす経営」：

多様性を活かし個々の事業を強化することで、複数の収益の柱を育成

- ・ 事業の多様化に応じた「可視化」の仕組みを構築し、事業特性や収益モデルに応じた目標管理を行います。

「多様性を束ねる経営」：

多様性を束ねることで、三菱商事グループとしての総合力を創出

- ・ 全社戦略分野・地域などについて、営業グループ・部門を跨る取組みに関しては、社長を委員長とする営業企画委員会において、対応方針を取り決めます。
- ・ 収益モデルの多様化に伴い、当社の拠点、人材、ITにかかわるマネジメントなど、経営基盤の考え方を抜本的且つ総合的に見直します。

b. 個別重要案件

当第3四半期連結会計期間において、重要な状況の変化はありません。

(4) 研究開発活動

特に記載すべき事項はありません。

(5) 流動性と資金の源泉

当社では事業活動を支える資金調達に際して、低コストでかつ安定的に資金が確保できることを目標として取り組んでいます。資金調達にあたっては、CPや社債などの直接金融と銀行借入などの間接金融とを機動的に選択・活用しており、その時々でのマーケット状況での有利手段を追求しています。当社は資本市場でのレピュテーションも高く、加えて間接金融についても、メインバンク以外に外銀・生保・地銀などの金融機関とも幅広く好関係を維持しており、調達コストは競争的なものとなっています。ただし、金融市場は引き続き予断を許さない状況であると考えており、今後とも長期資金を中心とした資金調達を継続すると共に、十分な流動性の確保を行っていく方針です。

当第3四半期連結会計期間末の連結ベースでのグロス有利子負債残高^{*}は、前連結会計年度末比703億円減少の4兆844億円となり、このうち84.6%が長期資金となっております。また、現預金の残高は、前連結会計年度末比201億円減少の1兆1,794億円となっております。当第3四半期連結会計期間末の流動比率は連結ベースで145.0%となっており、流動性の点で当社の財務健全性は高いと考えております。

^{*}グロス有利子負債残高には Accounting Standards Codification トピック815「デリバティブ取引及びヘッジ」の適用による影響額を含めておりません。

(注意事項)

当報告書の将来の予測などに関する記述は、四半期報告書提出日現在において入手された情報に基き合理的に判断した予想です。従いまして、潜在的なリスクや不確実性その他の要因が内包されており、実際の結果と大きく異なる場合があります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,500,000,000
計	2,500,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,696,910,771	1,697,019,971	東京、大阪、名古屋 (以上各市場第一部)、 ロンドン各証券取引所	発行済株式は 全て完全議決 権株式かつ、権 利内容に限定 のない株式で す。 単元株式数は 100株です。
計	1,696,910,771	1,697,019,971	-	-

(注)「提出日現在発行数」には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権(ストックオプション又は新株予約権付社債)の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株引受権

イ.平成13年6月28日開催の定時株主総会決議に基づくストックオプション

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	216,000株
新株予約権の行使時の払込金額(行使価額)	1,002円(注)
新株予約権の行使期間	平成15年6月29日から 平成23年6月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,002円 資本組入額 501円
新株予約権の行使の条件	(1)新株引受権を付与された者(以下「被付与者」という)は、取締役又は執行役員の地位を失った後も権利を行使することができる。 (2)被付与者が死亡した場合は、その相続人が権利を行使することができる。 (3)その他の条件については、平成13年6月28日開催の定時株主総会決議及び平成13年7月17日開催の取締役会決議に基づき、当社と被付与者の間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡、担保権の設定、遺贈その他の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 行使価額の調整

当社普通株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(転換社債の転換及び新株引受権の行使の場合を除く)するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

平成13年改正旧商法に基づき発行した新株予約権

イ．平成14年6月27日開催の定時株主総会決議に基づくストックオプション

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	111個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	1,000株(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	111,000株
新株予約権の行使時の払込金額(行使価額)	809円(注)
新株予約権の行使期間	平成16年6月28日から 平成24年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 809円 資本組入額 405円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 付与株式数及び行使価額の調整

1. 当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数及び行使価額を当該株式の分割又は併合の比率に応じ比例的に調整する。調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨て、1円未満の端数はこれを切り上げる。
2. 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等付与株式数及び行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数及び行使価額を調整する。
3. 当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権及び旧商法に定める新株引受権の行使の場合を除く)には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

ロ．平成15年6月27日開催の定時株主総会決議に基づくストックオプション

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	455個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	1,000株(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	455,000株
新株予約権の行使時の払込金額(行使価額)	958円(注)
新株予約権の行使期間	平成17年6月28日から 平成25年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 958円 資本組入額 479円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 付与株式数及び行使価額の調整については、イに同じ。

八．平成16年6月24日開催の定時株主総会決議に基づくストックオプション

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	540個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	1,000株(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	540,000株
新株予約権の行使時の払込金額(行使価額)	1,090円(注)
新株予約権の行使期間	平成18年6月25日から 平成26年6月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 1,090円 資本組入額 545円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 付与株式数及び行使価額の調整については、イに同じ。

二．平成17年6月24日開催の定時株主総会決議に基づくストックオプション

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	9,448個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	944,800株
新株予約権の行使時の払込金額(行使価額)	1,691円(注)
新株予約権の行使期間	平成19年6月25日から 平成27年6月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 1,691円 資本組入額 846円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 付与株式数及び行使価額の調整については、イに同じ。

ホ．平成17年6月24日開催の定時株主総会決議に基づくストックオプション（株式報酬型ストックオプション）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	2,305個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	230,500株
新株予約権の行使時の払込金額(行使価額)	1円
新株予約権の行使期間	平成17年8月11日から 平成47年6月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数及び行使価額を当該株式の分割又は併合の比率に応じ比例的に調整する。調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。
2. 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等付与株式数及び行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数及び行使価額を調整する。
3. 新株予約権者は、当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という）から10年に限り新株予約権を行使できるものとする。
4. 上記3.にかかわらず、平成42年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成42年7月1日から新株予約権を行使できるものとする。
5. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

へ、平成17年6月24日開催の定時株主総会決議に基づくストックオプション（株式報酬型ストックオプション、平成18年4月28日発行）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	138個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	13,800株
新株予約権の行使時の払込金額(行使価額)	1円
新株予約権の行使期間	平成18年4月29日から 平成47年6月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件については、ホに同じ。

会社法に基づき発行した新株予約権

イ．平成18年6月27日開催の定時株主総会及び平成18年7月21日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	13,324個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,332,400株
新株予約権の行使時の払込金額(行使価額)	2,435円(注)
新株予約権の行使期間	平成20年7月22日から 平成28年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 2,435円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される 資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果 生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新 株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要す る。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 付与株式数及び行使価額の調整

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 行使価額において、新株予約権の割当て後、当社が、当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条の19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使による場合を除く)又は他の種類株式の普通株主への無償割当て若しくは他の会社の株式の普通株式への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使価額を組織再編成の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ロ．平成18年6月27日開催の定時株主総会及び平成18年7月21日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション（株式報酬型ストックオプション）

区分	第3四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数	1,375個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（付与株式数）	100株（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	137,500株
新株予約権の行使時の払込金額（行使価額）	1円
新株予約権の行使期間	平成18年8月11日から 平成48年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	（注）
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）

（注）付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

- 1．当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
- 2．新株予約権者は、当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という）から10年に限り新株予約権を行使できるものとする。
- 3．上記2．にかかわらず、平成43年6月30日に至るまで対象者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成43年7月1日から新株予約権を行使できるものとする。
- 4．その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

八．平成19年6月26日開催の定時株主総会及び平成19年7月20日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション（株式報酬型ストックオプション）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	3,137個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	313,700株
新株予約権の行使時の払込金額(行使価額)	1円
新株予約権の行使期間	平成19年8月7日から 平成49年6月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成21年6月27日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日の何れか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

二．平成19年6月26日開催の定時株主総会及び平成20年5月16日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション（株式報酬型ストックオプション）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	266個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	26,600株
新株予約権の行使時の払込金額(行使価額)	1円
新株予約権の行使期間	平成20年6月3日から 平成49年6月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成21年6月27日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日の何れか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ホ．平成20年6月25日開催の定時株主総会及び平成20年7月18日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション（株式報酬型ストックオプション）

区分	第3四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数	3,805個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 （付与株式数）	100株（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	380,500株
新株予約権の行使時の払込金額（行使価額）	1円
新株予約権の行使期間	平成20年8月5日から 平成50年6月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	（注）
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）

（注）付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

- 1．当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
- 2．新株予約権者は、平成22年6月26日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日の何れか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
- 3．新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
- 4．その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

へ、平成20年6月25日開催の定時株主総会及び平成21年5月15日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション（株式報酬型ストックオプション）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	590個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	59,000株
新株予約権の行使時の払込金額(行使価額)	1円
新株予約権の行使期間	平成21年6月2日から 平成50年6月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成22年6月26日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日の何れか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ト．平成21年6月24日開催の定時株主総会及び平成21年7月17日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション（株式報酬型ストックオプション）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	10,943個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,094,300株
新株予約権の行使時の払込金額(行使価額)	1円
新株予約権の行使期間	平成21年8月4日から 平成51年6月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成23年6月25日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日の何れか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

チ．平成21年6月24日開催の定時株主総会及び平成22年5月21日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション（株式報酬型ストックオプション）

区分	第3四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数	621個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 （付与株式数）	100株（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	62,100株
新株予約権の行使時の払込金額（行使価額）	1円
新株予約権の行使期間	平成22年6月8日から 平成51年6月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	（注）
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）

（注）付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

- 1．当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
- 2．新株予約権者は、平成23年6月25日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日の何れか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
- 3．新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
- 4．その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

り。平成22年7月16日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション（株式報酬型ストックオプション）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	6,033個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	603,300株
新株予約権の行使時の払込金額(行使価額)	1円
新株予約権の行使期間	平成22年8月3日から 平成52年8月2日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される 資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果 生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要 する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成24年8月3日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日の何れか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

平成13年改正旧商法に基づき発行した新株予約権付社債（三菱商事株式会社2011年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	181個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	761,784株
新株予約権の行使時の払込金額（転換価額）	1,188円（注）
新株予約権の行使期間	平成14年7月1日から 平成23年6月3日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,188円 資本組入額 594円
新株予約権の行使の条件	当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権を行使することはできないものとする。また、各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当なし
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-
新株予約権付社債の残高	905,000,000円

（注）1．転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（ただし、普通株式に係る自己株式数を除く）をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

2．本社債の全部を繰上げ償還する場合の新株予約権の権利行使期間は、当該償還日の前銀行営業日までとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	34	1,696,911	27	203,365	27	213,079

- (注) 1. 当第3四半期会計期間における増加は、新株予約権(ストックオプション)の行使によるものです。
2. 当第3四半期会計期間後、この四半期報告書の提出日前月末までに新株予約権(ストックオプション)の行使により、発行済株式総数が109,200株、資本金及び資本準備金がそれぞれ72百万円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 52,927,300 (相互保有株式) 普通株式 97,900	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,643,270,800	16,432,708	-
単元未満株式	普通株式 580,771	-	一単元(100株) 未満の株式
発行済株式総数	1,696,876,771	-	-
総株主の議決権	-	16,432,708	-

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,100株含まれております。
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数31個が含まれております。
2. 「単元未満株式数」には、次の自己株式及び相互保有株式が含まれております。
- | | |
|-----------|-----|
| 自己株式 | 79株 |
| (株)ヨネイ | 46株 |
| 松谷化学工業(株) | 55株 |

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
三菱商事(株)(自己株式)	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	52,927,300		52,927,300	3.11
(株)ヨネイ	東京都中央区銀座二丁目8番20号	46,900		46,900	0.00
(株)ミツハシ	神奈川県横浜市金沢区幸浦二丁目25番地	30,000		30,000	0.00
(株)中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目1番7号	14,400		14,400	0.00
松谷化学工業(株)	兵庫県伊丹市北伊丹五丁目3番地	6,600		6,600	0.00
計	-	53,025,200		53,025,200	3.12

- (注) 当第3四半期会計期間末日現在の三菱商事(株)保有の自己株式数は、52,932,300株(単元未満株式数87株を除く)です。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	2,500	2,163	2,070	2,008	2,000	2,034	2,119	2,156	2,248
最低(円)	2,234	1,906	1,826	1,802	1,788	1,784	1,923	1,918	2,111

(注) 株価は、東京証券取引所(市場第一部)の市場相場によるものです。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出後、この四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法

当社の当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）の四半期連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年内閣府令第73号）附則第6条に従い、改正前の「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第93条の規定に基づき、また、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）の四半期連結財務諸表は、改正前の四半期連結財務諸表規則第93条の規定に基づいて、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準に準拠した用語、様式及び作成方法に基づき作成しております。

2. 監査証明

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）並びに当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）の四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

			(単位:百万円)
	注記 番号	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び現金同等物	3, 7	1,076,245	1,093,478
定期預金		103,128	106,021
短期運用資産	3, 7	47,502	55,757
営業債権	5		
受取手形及び短期貸付金		546,545	518,059
売掛金及び未収入金		2,399,774	2,245,566
関連会社に対する債権		212,665	195,922
貸倒引当金	4	29,055	30,221
棚卸資産		960,186	858,322
取引前渡金		199,698	146,661
短期繰延税金資産		51,643	43,907
その他の流動資産	6, 7	319,561	291,728
流動資産合計		<u>5,887,892</u>	<u>5,525,200</u>
投資及び長期債権			
関連会社に対する投資及び長期債権	7, 12	1,319,556	1,238,523
その他の投資	3, 5, 7	1,547,893	1,630,450
長期貸付金及び長期営業債権	5	483,747	532,098
貸倒引当金	4	27,354	33,008
投資及び長期債権合計		<u>3,323,842</u>	<u>3,368,063</u>
有形固定資産			
有形固定資産	5	2,931,033	2,893,187
減価償却累計額		1,225,723	1,195,815
有形固定資産合計		<u>1,705,310</u>	<u>1,697,372</u>
その他の資産			
その他の資産	6, 7	299,407	300,640
資産合計	12	<u>11,216,451</u>	<u>10,891,275</u>

(単位：百万円)			
	注記 番号	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債及び資本の部			
流動負債			
短期借入金	5	628,627	555,001
一年以内に期限の到来する長期借入債務	5	402,416	408,288
営業債務			
支払手形		176,045	152,336
買掛金及び未払金		2,025,378	1,893,754
関連会社に対する債務		150,725	128,929
取引前受金		203,583	149,849
未払法人税等		48,377	43,227
未払費用		86,502	104,227
その他の流動負債	6,7	338,846	312,815
流動負債合計		4,060,499	3,748,426
固定負債			
長期借入債務(一年以内の期限到来分を除く)	5	3,121,277	3,246,029
年金及び退職給付債務		48,964	54,592
長期繰延税金負債		217,029	202,595
その他の固定負債	6,7	314,105	372,859
固定負債合計		3,701,375	3,876,075
負債合計		7,761,874	7,624,501
契約債務及び偶発債務			
株主資本			
資本金(普通株式)		203,365	203,228
授權株式総数	2,500,000,000株		
発行済株式総数			
当第3四半期連結会計期間末	1,696,910,771株		
前連結会計年度末	1,696,686,871株		
資本剰余金		256,218	254,138
利益剰余金		3,030,896	2,748,461
利益準備金		43,591	43,170
その他の利益剰余金		2,987,305	2,705,291
累積その他の包括損益		189,522	92,879
未実現有価証券評価益		299,990	299,983
未実現デリバティブ評価益		22,927	11,922
確定給付年金調整額		75,695	80,386
為替換算調整勘定		436,744	324,398
自己株式			
当第3四半期連結会計期間末	53,193,085株	151,647	151,572
前連結会計年度末	53,154,887株		
株主資本合計		3,149,310	2,961,376
非支配持分		305,267	305,398
資本合計		3,454,577	3,266,774
負債及び資本合計		11,216,451	10,891,275

「四半期連結財務諸表に対する注記事項」参照

(2) 【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

	注記 番号	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
(単位：百万円)			
収益	6, 7, 12		
商品販売及び製造業等による収益		2,948,263	3,380,244
売買取引に係る差損益及び手数料		414,649	458,896
収益合計		3,362,912	3,839,140
(売上高：			
前第3四半期連結累計期間：12,451,459百万円	1, 12		
当第3四半期連結累計期間：14,338,356百万円)			
商品販売及び製造業等による収益に係る原価	6, 7	2,614,292	2,950,903
売上総利益	12	748,620	888,237
その他の収益・費用			
販売費及び一般管理費	9	621,557	614,213
貸倒引当金繰入額		2,710	7,569
支払利息：下記受取利息差引後			
前第3四半期連結累計期間：30,000百万円	6	9,218	5,684
当第3四半期連結累計期間：24,402百万円			
受取配当金		56,507	85,639
有価証券損益	3, 6, 7	6,071	41,044
固定資産損益		461	14
その他の損益 - 純額	6	38,637	32,357
その他の収益・費用合計		532,731	468,412
法人税等及び持分法による投資損益前利益		215,889	419,825
法人税等		97,194	159,136
持分法による投資損益前利益		118,695	260,689
持分法による投資損益	12	78,657	125,206
非支配持分控除前四半期純利益		197,352	385,895
非支配持分に帰属する四半期純利益		11,762	26,199
当社株主に帰属する四半期純利益		185,590	359,696
1株当たり四半期純利益：	11		
当社株主に帰属する四半期純利益			
基本的		112.96 円	218.84円
潜在株式調整後		112.71 円	218.27 円

「四半期連結財務諸表に対する注記事項」参照

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	注記 番号	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
収益	6, 7, 12		
商品販売及び製造業等による収益		1,055,576	1,138,643
売買取引に係る差損益及び手数料		124,828	156,636
収益合計		1,180,404	1,295,279
(売上高:			
前第3四半期連結会計期間: 4,379,554百万円	1, 12		
当第3四半期連結会計期間: 4,797,944百万円)			
商品販売及び製造業等による収益に係る原価	6, 7	942,188	1,013,114
売上総利益	12	238,216	282,165
その他の収益・費用			
販売費及び一般管理費	9	209,355	208,541
貸倒引当金繰入額		1,057	4,861
支払利息: 下記受取利息差引後			
前第3四半期連結会計期間: 9,065百万円	6	2,408	1,696
当第3四半期連結会計期間: 7,871百万円			
受取配当金		20,637	21,342
有価証券損益	3, 6, 7	1,224	218
固定資産損益		1,453	1,356
その他の損益 - 純額	6	24,987	15,110
その他の収益・費用合計		167,425	177,508
法人税等及び持分法による投資損益前利益		70,791	104,657
法人税等		40,193	53,021
持分法による投資損益前利益		30,598	51,636
持分法による投資損益	12	24,448	48,319
非支配持分控除前四半期純利益		55,046	99,955
非支配持分に帰属する四半期純利益		6,880	8,056
当社株主に帰属する四半期純利益		48,166	91,899
1株当たり四半期純利益:	11		
当社株主に帰属する四半期純利益			
基本的		29.31円	55.91円
潜在株式調整後		29.24円	55.75円

「四半期連結財務諸表に対する注記事項」参照

(3) 【四半期連結包括損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	注記 番号	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
非支配持分控除前四半期純利益		197,352	385,895
その他の包括損益 - 税効果後			
未実現有価証券評価損益期中変動額	3,10	127,833	2,469
未実現デリバティブ評価損益期中変動額	10	38,204	11,022
確定給付年金調整額期中変動額	10	4,489	4,853
為替換算調整勘定期中変動額	10	121,689	119,871
その他の包括損益合計		292,215	106,465
非支配持分控除前包括損益		489,567	279,430
非支配持分に帰属する包括損益		21,149	16,377
当社株主に帰属する包括損益		468,418	263,053

「四半期連結財務諸表に対する注記事項」参照

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	注記 番号	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
非支配持分控除前四半期純利益		55,046	99,955
その他の包括損益 - 税効果後			
未実現有価証券評価損益期中変動額	3,10	8,014	41,082
未実現デリバティブ評価損益期中変動額	10	3,901	6,579
確定給付年金調整額期中変動額	10	3,126	1,558
為替換算調整勘定期中変動額	10	17,001	16,894
その他の包括損益合計		8,212	32,325
非支配持分控除前包括損益		63,258	132,280
非支配持分に帰属する包括損益		6,725	6,315
当社株主に帰属する包括損益		56,533	125,965

「四半期連結財務諸表に対する注記事項」参照

(4)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

	注記 番号	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	(単位：百万円) 当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
非支配持分控除前四半期純利益		197,352	385,895
営業活動によるキャッシュ・フローへの調整			
減価償却費等		103,150	104,355
貸倒引当金繰入額		2,710	7,569
有価証券損益		6,071	41,044
固定資産損益		461	14
持分法による投資損益(受取配当金控除後)		29,794	49,280
営業活動に係る資産・負債の増減			
短期運用資産		10,424	429
売上債権		161,683	251,959
棚卸資産		136,905	142,588
仕入債務		230,214	201,316
その他 - 純額		130,913	32,451
営業活動によるキャッシュ・フロー		614,581	247,130
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産等の取得による支出		139,124	176,099
有形固定資産等の売却による収入		10,728	36,118
関連会社への投資及び貸付による支出		83,885	101,613
関連会社への投資の売却及び貸付金の回収による収入		25,268	33,593
売却可能有価証券及びその他の投資の取得による支出		150,348	231,838
売却可能有価証券及びその他の投資の売却及び償還による収入		194,257	294,033
貸付金の実行による支出		178,238	174,393
貸付金の回収による収入		184,125	173,927
定期預金の増減 - 純額		32,020	1,392
投資活動によるキャッシュ・フロー		169,237	144,880
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の増減 - 純額		678,362	104,180
長期借入債務による調達		413,439	326,188
長期借入債務の返済		356,872	429,153
親会社による配当金の支払		54,226	77,261
子会社による非支配持分に対する配当金の支払		12,851	18,596
非支配持分からの子会社持分追加取得等による支払		16,907	5,809
非支配持分への子会社持分一部売却等による受取		-	6,122
ストックオプション行使による新株発行		280	153
自己株式の取得		20	16
財務活動によるキャッシュ・フロー		705,519	94,192
現金及び現金同等物に係る為替相場変動の影響額		10,717	25,291
現金及び現金同等物の減少額		249,458	17,233
現金及び現金同等物の期首残高		1,215,099	1,093,478
現金及び現金同等物の四半期末残高		965,641	1,076,245

「四半期連結財務諸表に対する注記事項」参照

四半期連結財務諸表の作成方法等について

当四半期連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準に準拠した用語、様式及び作成方法（以下「米国会計基準」）に基づき作成しております。米国会計基準は、会計基準コーディフィケーション(Accounting Standards Codification、以下「ASC」)に体系化されております。

当社は昭和45年11月に欧州で転換社債を発行する際に、米国会計基準に基づき連結財務諸表を開示しました。それ以来、広く国内外の投資家、株主、証券アナリスト、報道機関等に米国会計基準に基づく連結財務諸表を継続開示しており、平成元年10月に上場したロンドン証券取引所に対しても同様に米国会計基準に基づく連結財務諸表を開示しております。

また、当社は、米国1933年証券法に基づく様式F-6による登録届出書、及び米国1934年証券取引所法施行規則12g3-2(b)（情報開示の免除申請）に基づき申請を行い、米国預託証券（以下「ADR」）を店頭取引のみ可能な「ADR Level-1」により米国証券取引委員会（Securities and Exchange Commission、以下「SEC」）に登録しております。

米国会計基準に準拠して作成した当四半期連結財務諸表と、本邦の四半期連結財務諸表作成基準及び四半期連結財務諸表規則（以下「本邦会計基準」）に準拠して作成した四半期連結財務諸表との主要な相違内容は次のとおりであり、金額的に重要性のある相違については、米国会計基準による「法人税等及び持分法による投資損益前利益」に対する影響額を開示しております。

(1) 四半期連結財務諸表の構成の相違について

当四半期連結財務諸表は、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括損益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記より構成されております。

(2) 四半期連結財務諸表の表示の相違について

a．営業債権・債務

通常の取引に基づき発生した営業上の債権・債務（ただし、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で1年以内に回収されないことが明らかなものを除く）については、本邦会計基準では流動項目として表示しますが、当四半期連結貸借対照表ではその決済期日が貸借対照表日から起算し1年を超えるものを非流動項目として区分表示しております。

b．鉱業権の表示

鉱業権については、本邦会計基準では無形固定資産として表示しますが、当四半期連結貸借対照表では有形固定資産として表示しております。

c．収益、売上高及び営業利益

本邦会計基準では「売上高」が表示されますが、当四半期連結損益計算書ではASCサブトピック605-45「収益認識-主たる代理人の報酬」に従った「収益」を表示しており、「売上高」については付記を行っております。

また、本邦会計基準では「営業利益」が表示されますが、当四半期連結損益計算書では「営業利益」を記載しておりません。なお、日本の会計慣行に従った場合に表示される「営業利益」は、前第3四半期連結累計期間では124,353百万円、当第3四半期連結累計期間では266,455百万円となります。

d．持分法による投資損益

「持分法による投資損益」については、ASCセクション225-10-S99「損益計算書-総論-SECの文献」に基づき、「持分法による投資損益前利益」の後に区分表示しております。

(3) 会計処理基準の相違について

a. 有価証券の評価

有価証券の評価については、ASCサブトピック320-10「投資（負債証券および持分証券）-総論」（以下「ASCサブトピック320-10」）、及び原価法で評価される投資の非貨幣性交換取引に関する会計処理を定めるASCセクション325-20-30「投資（その他）-原価法投資-初期測定」に基づき損益を認識しております。本会計処理による前第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結累計期間の影響額は、それぞれ2,167百万円（損失）及び3,262百万円（損失）です。

b. 圧縮記帳

有形固定資産の圧縮記帳のうち、直接減額方式で会計処理したのものについては、圧縮記帳がなかったものとして処理しております。

c. セール・アンド・リースバック

セール・アンド・リースバック取引において、賃借人として固定資産を売却した後、その一部を継続して使用する場合は当該固定資産に係る売却益は、ASCサブトピック840-40「リース-売却（リースバック取引）」に基づき、リース契約期間中の最低支払リース料の現在価値を超える部分についてのみ売却時に一括利益計上し、残額は繰り延べております。本会計処理による前第3四半期連結累計期間の影響額は、1,107百万円（利益）です。なお、当第3四半期連結累計期間は該当ありません。

d. デリバティブ

デリバティブについては、ASCトピック815「デリバティブ取引およびヘッジ」（以下「ASCトピック815」）に基づき処理しております。これに伴い、キャッシュ・フローヘッジとして指定したデリバティブの公正価値の変動額は、ヘッジ対象取引が実行され損益に計上されるまで「累積その他の包括損益」に繰り延べて計上されております。

e. 年金及び退職給付債務

年金費用については、ASCサブトピック715-30「報酬（退職給付）-確定給付年金」に基づき算定された期間純年金費用（清算の会計処理による未認識年金数理計算上の差異の追加償却を含む）を計上しております。本会計処理による前第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結累計期間の影響額は、それぞれ1,744百万円（利益）及び2,704百万円（利益）です。

f. 企業結合、のれん及びその他の無形固定資産

企業結合における会計処理については、ASCトピック805「企業結合」（以下「ASCトピック805」）に従って、取得法により処理しております。のれんや耐用年数が確定できない無形固定資産及び持分法を適用している関連会社投資に係るのれんについては、ASCトピック350「無形資産（のれんおよびその他）」（以下「ASCトピック350」）に基づき、定期償却を行わず、年1回及び減損の可能性を示す事象が発生した時点で減損の判定を行っております。

四半期連結財務諸表に対する注記事項

1. 事業内容及び四半期連結財務諸表の基本事項

事業内容

三菱商事株式会社（以下「当社」）及び国内外の連結子会社（以下まとめて「連結会社」）は、国内外のネットワークを通じて、エネルギー、金属、機械、化学品、生活産業関連の多種多様な商品の売買や製造、資源開発、インフラ関連事業、金融事業を行うほか、新エネルギー・環境分野等における新しいビジネスモデルや新技術の事業化、総合商社の持つ機能を活かした各種サービスの提供など、広範な分野で多角的に事業を展開しております。

四半期連結財務諸表の基本事項

当社及び国内の連結子会社は、本邦において一般に公正妥当と認められた会計基準に基づき、会計帳簿を保持し財務諸表を作成しております。海外連結子会社は、それぞれ所在国の会計基準に基づき、会計帳簿を保持し財務諸表を作成しております。そのため、当四半期連結財務諸表の作成にあたっては、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準（以下「米国会計基準」）に準拠するべく、一定の調整又は組替を加えております。これらの調整又は組替事項は、法定帳簿には記帳されておられません。

米国会計基準は、ASCに体系化されております。

当四半期連結損益計算書上に「売上高」を表示しておりますが、これは日本の商社が通常自主的に開示する指標であり、連結会社が契約当事者又は代理人として関与した売買契約の取引額の合計を表すものです。「売上高」は、連結会社の役割が仲介人としてのみの関与に限定されている取引の契約額は含まれておりません。この「売上高」は、米国会計基準における「収益」を意味するものではなく、米国会計基準における「収益」と同等又はその代用となるものではありません。しかし、ASCサブトピック605-45では「報告された収益についてその取引額を自主的に開示することは、財務諸表利用者にとって有用ともいえる」と記載されております。経営者は、「売上高」の情報は財務諸表利用者にとって有用であると考えております。

2. 重要な会計方針の要約

当第3四半期連結財務諸表の作成にあたり採用した重要な会計方針の要約は以下のとおりです。

連結の基本方針並びに子会社、関連会社に対する投資の会計処理

当第3四半期連結財務諸表は、当社及び当社が直接・間接に議決権の過半数を所有する国内外の子会社の各勘定を連結したものです。また、連結会社は、連結会社が主たる受益者となる変動持分事業体についても連結をしております。資産について不可分の持分を所有し、持分に比例して負債を負担する非会社組織の共同事業体について、連結会社は比例連結しております。関連会社（当社が20%以上50%以下の議決権を所有する会社、20%未満であっても重要な影響力を行使しうる会社、コーポレートジョイントベンチャー）に対する投資は持分法を適用しております。持分法を適用している関連会社に対する投資については、価値の下落が一時的なものではないと判断された場合には、減損損失を認識しております。また、議決権の過半数を所有する会社についても、少数株主が通常の事業活動における意思決定に対して重要な参加権を持つ場合においては、持分法を適用しております。連結会社間の重要な内部取引並びに債権債務は、相殺消去しております。

当第3四半期連結財務諸表の作成に当たり、一部の連結子会社については9月30日、又は9月30日の翌日から当社の決算日である12月31日までに終了する第3四半期会計期間の財務諸表を用いております。これら子会社の決算日と連結決算日との間に、当第3四半期連結財務諸表を修正又は開示すべき重要な事項はありません。

外貨換算

外貨建財務諸表の項目について、海外子会社及び関連会社の資産及び負債は、それぞれの決算日の為替レートにより、収益及び費用は、期中平均レートにより円貨に換算しております。換算により生じる為替換算調整勘定については、税効果後の金額を「累積その他の包括損益」に計上しております。また、外貨建債権債務は、決算日の為替レートで円貨に換算し、その結果生じる換算損益は四半期連結損益計算書の「その他の損益 - 純額」に計上しております。

現金同等物

現金同等物とは、3ヶ月以内に換金が容易で、かつ、価値変動リスクが僅少な流動性の高い投資で、定期預金・コマーシャルペーパー・債券・譲渡性預金を含めております。

市場性のある有価証券及び市場性のない投資

債券及び市場性のある株式は、売買目的有価証券（公正価値で評価し、未実現評価損益は当期の損益として認識）又は売却可能有価証券（公正価値で評価し、未実現評価損益は損益に含めず、税効果後の金額を「累積その他の包括損益」に計上）に分類しております。

非関連会社、すなわち顧客、仕入先及び金融機関に対する投資からなる市場性のない投資は公正価値の入手が困難なため、優先株と同じように取得原価（「原価法投資」）で計上しております。市場性のない投資は、四半期連結貸借対照表上の「その他の投資」に含まれております。

計上の区分は、各々の貸借対照表の日付により再評価しております。売却した市場性のある売却可能有価証券の原価については、移動平均法によって決定しております。

連結会社は、市場性のある有価証券及び市場性のない投資について定期的に減損の有無を検討しております。各々の投資の公正価値が投資原価を下回り、その下落が一時的なものではないと判断された場合には、公正価値と投資原価の差額について、減損損失を認識しております。また、連結会社は、売却可能有価証券と分類される市場性のある株式への投資の公正価値の下落が一時的か否かの判断について、市場価値が帳簿価値を下回る期間や程度、投資先の財政状態や将来の見通し、予測される市場価値の回復期間にわたり当該証券を保有する意思と能力の有無等を考慮して判断しております。その結果認識する損失は、一時的でないとして想定される下落が確認された期間の四半期連結損益計算書上に計上されております。

売却可能有価証券と分類される債券に関して償却原価が公正価値を下回る場合において、価値の下落が一時的でないとして判定する要素として、(1)企業が債券を売却する予定がある、(2)簿価まで回復する間に企業が債券を売却する可能性が高い、若しくは(3)毀損額が全額回復する見込みがないこと、が挙げられます。企業に債券を売却する意思がある、若しくは売却を余儀なくされる可能性が高い場合、減損額は損益として認識されます。一方、企業に債券を売却する意思がない、若しくは売却を余儀なくされる可能性が低い中、信用毀損により債券の価値が下落した場合は、減損額は信用毀損部分と信用毀損以外の部分に分けられ、それぞれ損益とその他の包括損益として区分開示されます。

市場性のない投資に関して、公正価値に重要な影響を及ぼす事象の発生や状況の変化が見られ、公正価値が下落したと評価され、その下落が一時的でないとして判断された場合は、公正価値を入手すると共に、当該見積公正価値まで減損を行っております。その結果認識する損失は、一時的でないとして想定される下落が確認された期間の四半期連結損益計算書上に計上されております。

貸倒引当金

貸倒引当金は、主として過去における貸倒実績及び債権の期末残高に対する貸倒見積高に基づき必要額を計上しております。貸付金に関しては、契約条件に従って回収できない可能性がある場合に、引当てを行っております。引当額は、将来の見積キャッシュ・フローを実効利率で割り引いた現在価値、又は当該貸付金の市場価値あるいは担保物件の公正価値に基づき、算出しております。

棚卸資産

棚卸資産は、主として商品及び原材料からなり、移動平均法又は個別法に基づく原価、あるいは直近の再調達原価に基づく時価のいずれか低い額により評価しております。

有形固定資産

有形固定資産は、取得原価で表示しております。鉱業権以外の有形固定資産の減価償却は、当該資産の見積耐用年数（主として建物は5年から40年、機械及び装置は5年から40年、航空機及び船舶は13年から25年の期間）に基づき、主として当社及び国内子会社は定率法、海外子会社は定額法を用いて、それぞれ算出しております。鉱業権の減価償却は、見積埋蔵量に基づき、生産高比例法を用いて算出しております。リース資産の改良に伴う費用は、見積耐用年数又は当該資産のリース期間のいずれか短い期間で償却しております。多額の改良費及び追加投資は取得原価で資産計上しておりますが、維持修繕費及び少額の改良に要した支出については発生時に費用処理しております。

リース

連結会社は、直接金融リース、及びオペレーティング・リースによる固定資産の賃貸を行っております。直接金融リースでは、未稼得利益をリース期間にわたり純投資額に対して一定の率で取り崩すことで、均等に認識しております。オペレーティング・リースに係る受取リース料は、リース期間にわたり均等に認識しております。

連結会社は、種々の固定資産を賃借しております。キャピタル・リースでは、将来最小支払リース料の現在価値の金額でリース資産とリース負債を認識しております。オペレーティング・リースに係る支払リース料は、リース期間にわたり均等に認識しております。

長期性資産の減損

連結会社は、長期性資産の帳簿価額が回収できない可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合に、その減損の有無を検討しております。継続使用の長期性資産については、帳簿価額と当該資産にかかわる割引前の将来見積キャッシュ・フロー総額を比較することにより、その回収可能性を検討しており、当該資産の帳簿価額が割引後の将来見積キャッシュ・フローを上回る場合には、その資産の公正価値と帳簿価額の差額を減損損失として認識しております。また、売却による処分予定の長期性資産は、帳簿価額と、公正価値から処分費用を控除した価額のいずれか低い額により評価しており、減価償却の対象とはしておりません。売却以外の方法による処分予定の長期性資産は、継続使用の長期性資産として取り扱っております。

企業結合

企業結合における会計処理については、取得法により処理しております。連結会社は、企業結合によって取得した無形固定資産をのれんとその他の無形固定資産に分離して認識しております。

のれん及びその他の無形固定資産

のれん（持分法を適用している関連会社投資に係るのれんを含む）及び耐用年数の確定できない無形固定資産は、償却を行わず少なくとも年1回減損の判定を行っており、また、減損の発生をもたらす可能性が高いと考えられる事象の発生や状況に変化があった場合にも減損の判定を行っております。

連結会社は、のれんについて、最初のステップとしてののれんを含む事業の帳簿価額と関連する事業の公正価額を比較します。公正価額が帳簿価額よりも少額であれば、次のステップとして減損金額を算出します。この過程においては、のれんの公正価額をのれんから生み出される収益に基づき算出し、帳簿価額と比較します。その結果算出される差額を減損金額とします。

営業権、借地権、顧客との関係により構成される償却対象とならない無形固定資産は、それらの資産から生み出される収益の現在価値と帳簿価額を比較して減損テストを行います。帳簿価額と現在価値との差額を減損金額とします。

ソフトウェアや製造・販売・サービス提供実施権及び商標権により構成される償却対象となる無形固定資産は、その耐用年数にわたり、減価償却を行っております。

石油・ガスの探鉱及び開発

石油・ガスの探鉱及び開発費用は、成功成果法に基づき会計処理しております。利権鉱区取得費用、試掘井及び開発井の掘削・建設費用、及び関連生産設備は資産に計上し、生産高比例法により償却しております。試掘井にかかる費用は、事業性がないことが判明した時点で、地質調査費用等のその他の探鉱費用は、発生時点で費用化しております。確認利権鉱区については、企業環境の変化や経済事象の発生により帳簿価額の回収可能性が損なわれたと推定される場合には、減損の判定を行っております。未確認利権鉱区については、少なくとも会計年度ごとに減損の判定を行っております。

鉱物採掘活動

鉱物の採掘費用は鉱物の採掘活動の商業採算性が確認されるまで発生時に費用認識しております。商業採算性が確認された後に発生した採掘活動に関する費用については、鉱業権として資産計上し、確認鉱量及び推定鉱量に基づき生産高比例法により償却しております。

連結会社は、生産期に発生した剥土費用は発生した期間における変動生産費として、当該鉱業資産の棚卸資産原価として処理しております。

従業員退職金及び年金制度

連結会社は、確定給付型年金制度、確定拠出型年金制度及び退職一時金制度を採用しております。確定給付型年金制度及び退職一時金制度に係る年金費用は、年金数理計算に基づき算定しております。

資産の除去債務

連結会社は、資産の除去債務について、公正価値の合理的な見積りが可能である場合には、その発生時に公正価値で負債として認識すると共に、関連する長期性資産を増加させております。また、認識した負債については時間の経過に伴い毎期現在価値まで増額し、資産についてはその経済的耐用年数にわたって減価償却しております。

株式に基づく報酬制度

連結会社は、株式に基づく報酬費用を、権利付与日の公正価値に基づき算定しており、当社取締役（社外役員は除く）、執行役員及び従業員のうち理事の職にある者が対価としてサービスを提供する期間にわたって定額法で費用計上しております。ストックオプションの公正価値は、ブラック・ショールズのオプション価格モデルにて算定しております。

収益の認識基準

連結会社は、契約に関する説得力のある証拠があり、顧客に対する商品の引渡しあるいは役務の提供が完了しており、販売価格が確定又は確定し得る状況にあり、対価の回収が合理的に確保された時に収益認識しております。

連結会社は、電化製品、金属、機械、化学品、一般消費財等、多岐にわたる製品の製造や、資源開発を行っております。製造やその他の事業については、主として連結子会社で行われております。また、連結会社は、様々な商品を取り扱っており、在庫の所有リスクを負担している場合もあれば、単に顧客の商品やその他の製品の売買をサポートし、その対価として手数料を得る場合もあります。

連結会社は、収益の獲得のために、契約当事者あるいは代理人として活動しております。連結会社は、製造業やサービスの提供において、契約の主たる義務者として、客先から発注を受ける前の一般的な在庫リスクを負担して販売を実施した場合は、「商品販売及び製造業等による収益」として対応する原価とともに総額で四半期連結損益計算書上に計上しております。純額で計上される収益は、「売買取引に係る差損益及び手数料」として四半期連結損益計算書上に計上しております。

連結会社は、製造業やその他の事業において、契約当事者となっております。連結会社は、商品在庫の運搬を行い、商品の売値と買値の差額を損益として計上するような様々な商取引において、契約当事者として活動しております。これら商取引における商品の受渡は、客先と合意した受渡条件が満たされた時点で、実施されると考えられます。これは一般的には、客先に商品が届けられ、客先の受け入れが完了するか、商品の所有権が移転するか、試運転が完了した時点となります。

連結会社はまた、製造業の一部として、長期建設契約を締結しております。契約状況によって長期建設工事から得られる収益は、工事完成基準に基づき計上されております。連結会社は、完成までに要する原価及び当該長期契約の進捗割合を合理的に信頼でき、かつ、その義務を満たすことができる当事者間に法的強制力のある契約がある場合には工事進行基準を使用しております。

連結会社はまた、サービス関連事業及びリース事業からなるその他の事業も行っております。サービス関連事業には、金融、物流、情報通信、技術支援やその他のサービスなど、様々な役務の提供が含まれております。また、連結会社は、オフィスビル、航空機、その他事業用資産などを含む資産のリース事業にも従事しております。サービス関連事業に係る収益は、契約された役務が、その契約に沿って顧客に対して履行された時点で計上しております。リース事業に係る収益は、当該リース期間にわたって定額法により計上しております。

連結会社は、代理人として取引を行っており、代理人として行っている様々な商取引に関連する差損益と手数料収入を計上しております。これらの商取引を通して、連結会社は、顧客の商品その他製品に関する売買をサポートし、その対価として手数料を得ております。売買取引に係る差損益及び手数料は、他の全ての収益認識要件を充足した時点で認識されます。

広告宣伝費

広告宣伝費は発生した時点で費用として計上しております。

研究開発費

研究開発費は発生した時点で費用として計上しております。

法人税等

法人税等は、当第3四半期連結累計期間の属する連結会計年度における、税効果を考慮した見積り税率に基づき算出しております。会計上と税務上の資産負債の差額に係る一時差異及び税務上の繰越欠損金に対する税効果は、将来、当該一時差異が課税所得に影響を与えると見込まれる期間に対応する法定実効税率を用いて算出しております。繰延税金資産のうち、将来の実現が見込めないと判断される部分に対しては評価性引当金を設定しております。

連結会社は、税法上の技術的な解釈に基づき、税務ポジションが、税務当局による調査において50%超の可能性をもって認められる場合に、その財務諸表への影響を認識しております。税務ポジションに関連するベネフィットは、税務当局との解決により、50%超の可能性で実現が期待される最大金額で測定されます。未認識税務ベネフィットに関する利息及び課徴金については、四半期連結損益計算書の「法人税等」に計上しております。

デリバティブ

連結会社は、主として金利変動リスクや為替変動リスクの軽減、商品や取引契約の相場変動リスクの回避を目的として、デリバティブ取引を利用しており、全てのデリバティブ取引を公正価値で資産又は負債として計上しております。

連結会社は、ヘッジ指定されたデリバティブ取引は、通常、デリバティブの契約日において、ヘッジ会計の要件を満たす限り、当該デリバティブを公正価値ヘッジ又はキャッシュ・フローヘッジとしてヘッジ指定しております。

公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジとして指定されるデリバティブは、主として固定金利付資産・負債を変動金利付資産・負債に変換する金利スワップです。ヘッジ対象の資産・負債及びヘッジ手段であるデリバティブ取引の公正価値の変動は、損益として計上しており、ヘッジ対象の資産、負債及び確定契約の公正価値の変動額による損益と相殺して「その他の損益 - 純額」として計上しております。

キャッシュ・フローヘッジ

キャッシュ・フローヘッジとして指定したデリバティブは、主として変動金利付負債を固定金利付負債へ変換する金利スワップ、及び特定の債務に係る機能通貨ベースのキャッシュ・フローの変動を減殺する通貨スワップです。また、商品スワップ及び先物契約も利用しており、キャッシュ・フローヘッジとして指定しております。キャッシュ・フローヘッジとして指定したデリバティブの公正価値の変動額は、ヘッジ対象取引が実行され損益に計上されるまで「累積その他の包括損益」として繰り延べております。「累積その他の包括損益」に計上されたデリバティブ関連の損益は、対応するヘッジ対象取引が四半期連結損益計算書で認識された時点で損益に振替えております。

在外事業体に対する純投資のヘッジ

親会社は、在外事業体に対する純投資の為替変動リスクを回避すべく、為替予約を利用しております。ヘッジ手段であるデリバティブ取引の公正価値の変動は、「累積その他の包括損益」に含まれる為替換算調整勘定に計上されております。

ヘッジ活動以外に用いられるデリバティブ取引

連結会社は、トレーディング活動の一環として金融デリバティブ契約を締結しております。連結会社は、トレーディングを目的とするデリバティブ取引とリスク管理目的で利用するデリバティブ取引とを明確に区分しております。また、連結会社は、内部統制上の方針として、デリバティブ取引に伴う潜在的な損失を最小化するための厳格なポジションの限度枠を設定し、その準拠状況をみるために定期的にポジションを監視しております。

ヘッジ指定されていない乃至はトレーディング目的で取得したデリバティブ取引の公正価値の変動は、損益計上しております。連結会社は、マスターネットティング契約の下で締結されたデリバティブ取引について認識された公正価額と、同一相手先に生じる現金担保を回収する権利（債権）若しくは、現金担保を返済する義務（債務）として認識された公正価額との相殺を選択適用しております。

四半期連結財務諸表作成にあたっての見積りの使用

四半期連結財務諸表を一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成する際には、報告金額に影響を与えるような見積り又は前提を用いる必要があります。見積りに内在する不確実性により、実績が見積りと異なる場合があります。当第3四半期連結財務諸表における重要な見積りには、貸倒引当金の設定、投資の評価、長期性資産の評価、年金、資産の除去債務及び不確実な税務ポジション等があります。

1 株当たり四半期純利益

1株当たり四半期純利益は、当社株主に帰属する四半期純利益を各算定期間における発行済普通株式の加重平均株式数で除して算出しております。潜在株式調整後1株当たり四半期純利益は、潜在的普通株式であるストックオプションや転換社債型新株予約権付社債の希薄化効果の影響を勘案して算出しております。

保証

連結会社は、保証の履行義務を保証開始時に公正価値にて負債として認識しております。

公正価値の測定

特定の資産・負債は、公正価値によって計上されることが求められております。当該資産・負債の算出された公正価値は、市場の情報や算出手順に基づき、決定されております。公正価値の測定に使用されるインプットには、以下の3つのレベルがあります。

レベル1

測定日現在で連結会社がアクセスできる活発な市場における同一の資産又は負債の価格を、調整をいれずにそのまま使用しております。

レベル2

活発な市場における類似の資産又は負債の公表価格、活発でない市場における同一の資産又は負債の公表価格、資産又は負債の観察可能な公表価格以外のインプット、及び相関その他の手法により、観察可能な市場データによって主に算出または裏付けられたインプットを含んでおります。

レベル3

限られた市場のデータしか存在しないために、市場参加者が資産又は負債の価格を決定するうえで使用している前提条件についての連結会社の判断を反映した観察不能なインプットを使用しております。連結会社は、連結会社自身のデータを含め、入手可能な最良の情報に基づき、インプットを算定しております。

公正価値オプション

連結会社は、特定の金融資産及び金融負債を公正価値で測定することを選択しておりません。

後発事象

連結会社は、四半期連結貸借対照表日から四半期連結財務諸表が公表されるまでの期間に発生した事象について、会計処理及び開示の要否を評価しております。

新会計基準

平成21年6月、審議会は財務会計基準審議会基準書（以下「基準書」）第166号「金融資産の譲渡の会計処理 - 基準書第140号の改訂」（以下「基準書第166号」）を公表しました。基準書166号は、基準書140号「金融資産の譲渡およびサービス業務ならびに負債の消滅の会計処理」の改訂であり、適格SPEの概念を除外し、また金融資産のオフバランスに関する要件を変更するとともに、追加的な開示を要求しています。連結会社においては平成22年4月1日より基準書第166号を適用しております。当第3四半期において基準書第166号の適用が連結会社の財務状態及び経営成績に与える重要な影響はありません。尚、基準書第166号は、ASCサブトピック860-10「金融資産 - 総論」に統合されました。

平成21年6月、審議会は基準書第167号「解釈指針第46号（平成15年改訂版）の改訂」（以下「基準書第167号」）を公表しました。基準書第167号は、解釈指針第46号（平成15年改訂版）の改訂であり、投資持分が不十分であるか、または支配的財務持分を有していない事業体について、当社が当該事業体を連結するか否かを決定するための方法を変更しています。当社が事業体を連結するか否かについては、事業体の目的、デザイン、並びに当社が事業体の経済的成果に最も重要な影響を与える活動を支配する能力に基づいて決定しています。連結会社においては平成22年4月1日より基準書第167号を適用しております。当第3四半期において基準書第167号の適用が連結会社の財務状態及び経営成績に与える重要な影響はありません。尚、基準書第167号はASCサブトピック810-10「連結 - 総論」に統合されました。

3. 市場性のある有価証券及び市場性のない投資

債券及び市場性のある株式

連結会社が保有する全ての債券及び市場性のある株式は、売買目的有価証券もしくは売却可能有価証券に分類されております。

当第3四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における売買目的有価証券及び売却可能有価証券に分類された有価証券に関する情報は以下のとおりです。

(当第3四半期連結会計期間末)

区分	原価 (百万円)	未実現評価益 (百万円)	未実現評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)
売買目的有価証券				13,471
売却可能有価証券				
株式	505,214	552,985	5,145	1,053,054
債券	164,788	436	5,507	159,717

(前連結会計年度末)

区分	原価 (百万円)	未実現評価益 (百万円)	未実現評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)
売買目的有価証券				14,450
売却可能有価証券				
株式	525,829	566,880	9,564	1,083,145
債券	257,795	363	7,159	250,999

当第3四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末において、売却可能有価証券に分類される株式は、主に国内銘柄であり、債券は主にコマーシャル・ペーパー及び社債からなっております。

当第3四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末において、連結貸借対照表の現金及び現金同等物に含まれている取得日からの償還期日が3ヶ月以内の売却可能有価証券 - 債券の帳簿価額は、それぞれ54,297百万円及び120,581百万円です。

当第3四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における売却可能有価証券に分類された債券の貸借対照表価額の期日別内訳は以下のとおりです。

	当第3四半期連結会計期間末 (百万円)	前連結会計年度末 (百万円)
1年以内	88,328	161,823
1年超5年以内	53,093	57,312
5年超10年以内	18,296	30,231
10年超	-	1,633
合計	159,717	250,999

前第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結累計期間における売却可能有価証券の売却収入額、売却益及び売却損の総額は以下のとおりです。

区分	前第3四半期連結累計期間 (百万円)	当第3四半期連結累計期間 (百万円)
売却収入	50,194	28,857
売却益	21,193	20,873
売却損	136	244
売却損益(純額)	21,057	20,629

前第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結会計期間における売却可能有価証券の売却収入額、売却益及び売却損の総額は以下のとおりです。

区分	前第3四半期連結会計期間 (百万円)	当第3四半期連結会計期間 (百万円)
売却収入	20,648	421
売却益	16,513	127
売却損	87	52
売却損益(純額)	16,426	75

前第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結累計期間において保有する売買目的有価証券に関し、損益認識された金額(純額)は、それぞれ721百万円の利益及び339百万円の損失です。

前第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結会計期間において保有する売買目的有価証券に関し、損益認識された金額(純額)は、それぞれ274百万円の利益及び51百万円の損失です。

前第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結累計期間において、売却可能有価証券に分類された市場性のある株式及び債券のうち、時価の下落が一時的ではないと判断し、連結損益計算書上に計上した減損額は、それぞれ7,559百万円及び11,066百万円です。

前第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結会計期間において、売却可能有価証券に分類された市場性のある株式及び債券のうち、時価の下落が一時的ではないと判断し、連結損益計算書上に計上した減損額は、それぞれ1,007百万円及び273百万円です。

前第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結累計期間において、保有している債券について認識した減損額は、全て信用毀損によるものであり、その推移は以下のとおりです。

	前第3四半期連結累計期間 (百万円)	当第3四半期連結累計期間 (百万円)
期首残高	9,449	8,296
過年度に減損認識済みの債券に関連する増加	-	14
過年度に減損未認識の債券に関連する増加	85	-
売却や償還による減少	1,292	-
期末残高	8,242	8,310

信用毀損による減損の認識および測定にあたっては、投資格付、投資契約の内容、担保の状況、キャッシュ・フローに係る権利及び優位性、及び発行体の状況を総合的に評価の上、算出しております。

当第3四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末において、一時的な下落と判断される未実現評価損を有する投資の未実現評価損及び公正価値を、投資分類及び未実現評価損が継続している期間別に集計すると以下のとおりです。

(当第3四半期連結会計期間末)

区分	下落期間12ヶ月未満		下落期間12ヶ月以上		合計	
	公正価値 (百万円)	未実現評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)	未実現評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)	未実現評価損 (百万円)
市場性ある株式	22,694	2,686	12,276	2,459	34,970	5,145
債券	8,595	248	47,419	5,259	56,014	5,507
合計	31,289	2,934	59,695	7,718	90,984	10,652

(前連結会計年度末)

区分	下落期間12ヶ月未満		下落期間12ヶ月以上		合計	
	公正価値 (百万円)	未実現評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)	未実現評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)	未実現評価損 (百万円)
市場性ある株式	39,514	2,248	20,477	7,316	59,991	9,564
債券	2,795	123	71,931	7,036	74,726	7,159
合計	42,309	2,371	92,408	14,352	134,717	16,723

市場性のある株式

市場性のある株式の未実現評価損は、主として市場価格の変動により生じているものです。当社は売却可能有価証券と分類される市場性のある株式への投資の公正価値の下落が一時的か否かの判断について、市場価額が帳簿価額を下回る期間や程度、予測される市場価額の回復期間にわたり当該証券を保有する意思と能力の有無等を考慮して判断しており、当第3四半期連結会計期間末において、これらの投資に係る未実現評価損は、一時的でない下落に基づく減損ではないと判断しております。

債券

債券の未実現評価損は、主として金利の変動により生じているものです。当社はこれらの投資を売却する意思がないことや簿価が回復するまでの間に売却することを余儀なくされる可能性が低いことを定期的に確認していること、また、当社は投資格付、投資契約の内容、担保の状況、キャッシュ・フローに係る権利及び優位性、並びに発行体の状態について継続的な評価を行っており、現在のところ、これらの投資が償還期限に全額返済されると考えていることから、当第3四半期連結会計期間末において、これらの投資に係る未実現評価損は、一時的でない下落に基づく減損ではないと判断しております。

市場性のある株式及び債券以外の投資

「その他の投資」は、市場性のない非関連会社、すなわち顧客、仕入先及び金融機関に対する投資、差入保証金や長期の定期預金等を含み、市場性のない非関連会社に対する投資に係る当第3四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末の残高は、それぞれ339,930百万円及び371,749百万円です。また、差入保証金や長期の定期預金等に係る当第3四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末の残高はそれぞれ83,520百万円及び86,445百万円です。

市場性のない非関連会社に対する投資は公正価値を容易に入手することが困難なため、取得原価で計上しております(「原価法投資」)。しかし、公正価値に重要な影響を及ぼす事象の発生や状況の変化が見られた場合には、公正価値を測定し、当該公正価値と帳簿価額を比較して、その下落が一時的でない判断されたときは、公正価値を入手すると共に、当該見積公正価値まで減損を行っております。減損の判定を実施しなかった原価法投資の残高は、当第3四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末で、それぞれ338,842百万円及び324,098百万円です。減損の判定を実施しなかったのは、公正価値に重要な影響を及ぼす事象の発生や状況の変化が見られなかったためです。

前第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結累計期間に計上された原価法投資の減損額は、それぞれ21,737百万円及び3,622百万円です。

前第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結会計期間に計上された原価法投資の減損額は、それぞれ17,561百万円及び794百万円です。

4. 貸倒引当金

平成22年7月、審議会は、Accounting Standards Update第2010-20号「金融債権の信用の質及び貸倒引当金の開示」（以下「ASU2010-20」）を公表しました。ASU2010-20は、金融債権の信用の質別内訳や回収遅延の状況、及び関連する貸倒引当金についての開示を要求しています。ASU2010-20の要求のうち、報告期間における期末時点の開示については、平成22年12月15日以降に終了する四半期及び会計年度から適用され、連結会社においては、当第3四半期連結会計期間末より適用しております。また報告期間中の活動に関する開示については、平成22年12月15日より後に開始する四半期及び連結会計年度より適用され、連結会社は平成23年1月1日より適用する予定です。当第3四半期において、ASU2010-20の適用が連結会社の財政状態及び経営成績に与える影響はありません。

連結会社は様々な営業取引を行うことによって、取引先に対して信用供与を行っており、取引先の信用悪化や経営破綻などにより損失が発生する信用リスクを負っております。連結会社は、信用リスクの管理、貸倒引当金の設定要否の判断及び金額の決定に当たっては、法人宛取引債権と個人宛取引債権でリスクの性質や特徴が異なることから、これらを区分して管理しております。

個人宛取引には、主に自動車の販売金融事業における個人宛貸付などが含まれております。

法人宛取引債権に対する信用リスク管理方針及び貸倒引当金の計上方針

連結会社は、信用リスクを管理するために取引先毎に成約限度額・信用限度額を定めると同時に、取引先の財務情報、外部格付機関による評価、その他の情報に基づき決定する社内格付制度を導入し、信用供与の指標としております。なお、社内格付は、1年に一度更新を行っております。

連結会社は、長期・短期を問わず、契約上のキャッシュを受け取ることが出来る権利がある債権について、現在の状況から債権全額（元利合計）を当初の契約条件に従って回収することが出来ない可能性が高いと判断される場合に、減損債権として判定しております。判定は、取引先の社内格付及び財務状態に基づいて行っております。

但し、遅延が発生していても、遅延期間の利息を含む全額が回収できると判断できる場合には、減損債権とは取り扱っておりません。

連結会社は、減損債権と判定された債権に対して、債権の内容、過去の貸倒実績、債権残高に対する損失発生の可能性の評価、格付機関による評価及びその他の情報に基づき、それぞれの取引先に対して適切な金額の貸倒引当金を設定しております。長期債権の評価については、割引キャッシュ・フロー法に基づく評価を実施しており、評価に当たっては将来の返済計画予想及び割引率などの前提条件を使用しております。なお、減損債権に関する受取利息は原則として現金主義により計上しており、当第3四半期連結会計期間に計上した受取利息は僅少です。

また、連結会社は減損債権以外の債権を集散的に評価し、適切な金額の貸倒引当金を設定しております。

個人宛取引債権に対する信用リスク管理方針及び貸倒引当金の計上方針

連結会社は、信用リスクを管理するために顧客の評価を継続して行っており、支払実績に基づく現在の顧客の信用状態に基づき、個々の信用限度額を設定しております。

連結会社は、長期・短期を問わず、契約上のキャッシュを受け取ることが出来る権利がある債権について、現在の状況から債権全額（元利合計）を当初の契約条件に従って回収することが出来ない可能性が高いと判断される場合に、減損債権として判定しております。判定は、顧客からの回収遅延の事実に基づいております。

但し、遅延が発生していても、遅延期間の利息を含む全額が回収できると判断できる場合には、減損債権とは取り扱っておりません。

連結会社は、減損債権と判定された債権に対して、遅延期間や回収の状況及びその他の情報に基づき、それぞれの顧客に対して適切な貸倒引当金を設定しております。なお、減損債権に関する受取利息は原則として現金主義により計上しており、当第3四半期連結会計期間に計上した受取利息は僅少です。

また、連結会社は減損債権以外の債権を集散的に評価し、適切な金額の貸倒引当金を設定しております。

減損債権

当第3四半期連結会計期間末における減損債権及び貸倒引当金の残高は以下のとおりです。

区分		当第3四半期連結会計期間末（百万円）
減損債権	法人宛	57,372
	個人宛	17,470
貸倒引当金	法人宛	37,671
	個人宛	5,331

金融債権に関する貸倒引当金

当第3四半期連結会計期間末における、金融債権及び貸倒引当金の残高は以下のとおりです。なお、金融債権は貸付金や長期営業債権など、融資・ファイナンスの性格を有した債権を対象としており、短期の売掛金など融資・ファイナンスの性格を有していない債権は含めておりません。

金融債権は四半期連結貸借対照表上、主に「受取手形及び短期貸付金」、「長期貸付金及び長期営業債権」に含まれております。

区分		残高 (百万円)	貸倒引当金 (百万円)
減損債権に含まれる金融債権 (信用の質が低い債権)	法人宛	41,129	25,678
	個人宛	17,470	5,331
減損債権に含まれない金融債権(信用の質が高い債権)	法人宛	531,675	1,588
	個人宛	156,841	1,064

回収が遅延している金融債権

遅延金融債権に係る会計方針

連結会社は、契約条件に基づく期日から回収が遅延している金融債権について適切な貸倒引当金を設定しており、法的整理などによって代金を回収する権利が失われた段階で切捨処理をしております。

遅延金融債権の回収遅延期間別残高

当第3四半期連結会計期間末において、回収が遅延している金融債権の回収遅延期間別残高は以下のとおりです。

法人宛金融債権

回収遅延期間	当第3四半期連結会計期間末(百万円)
1年以内	9,159
1年超2年以内	339
2年超3年以内	1,783
3年超4年以内	227
4年超5年以内	2,835
5年超	13,793
合計	28,136

個人宛金融債権

回収遅延期間	当第3四半期連結会計期間末(百万円)
3ヶ月以内	10,138
3ヶ月超6ヶ月以内	926
6ヶ月超1年以内	409
1年超	2,039
合計	13,512

5. 担保差入資産

当第3四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における短期借入金、長期借入債務及び取引保証等に対する担保差入資産は以下のとおりです。

科目	当第3四半期連結会計期間末 (百万円)	前連結会計年度末 (百万円)
受取手形、貸付金及び売掛金(短期及び長期)	19,100	29,243
投資有価証券(貸借対照表計上額)	97,734	131,564
有形固定資産(減価償却累計額控除後)	248,844	264,885
その他	31,537	52,373
合計	397,215	478,065

上記の担保差入資産を見合債務の種類別に分類すると以下のとおりです。

区分	当第3四半期連結会計期間末 (百万円)	前連結会計年度末 (百万円)
短期借入金	17,427	19,396
長期借入債務	247,857	290,336
取引保証等	131,931	168,333
合計	397,215	478,065

連結会社は、輸入金融の方法として、通常は銀行にトラスト・レシート(輸入担保荷物保管証)を差し入れ、その銀行に対して輸入商品又はその売却代金に対する担保権を付与しております。輸入業務が量的に膨大であることから、手形を期日に決済するにあたり、個々に当該手形とその売却代金との関連付けは行っておりません。従って、これらトラスト・レシートの対象となっている資産総額を確定することは実務上困難です。

また貸付銀行の中には、当該注記に記載された担保差入資産の他に担保差入(あるいは追加担保差入)を設定する権利を要求するものがあります。

6. デリバティブ取引及びヘッジ活動

リスク管理全般

連結会社は、通常の営業活動において、金利変動、為替変動及び商品相場変動などの市場リスクに晒されております。これらのリスクを管理するため、連結会社は、原則として、リスクの純額を把握して、ナチュラルヘッジを有効に活用しております。更に、取引相手先に関するリスク管理方針に則って様々なデリバティブ取引を締結し、特定リスクの軽減を図っております。

連結会社の利用しているデリバティブ取引は、主に金利スワップ、為替予約、通貨スワップ、商品先物取引です。これらヘッジ手段の公正価値の変動は、その一部もしくは全部が、対応するヘッジ対象取引の公正価値の変動又はキャッシュ・フローの変動によって相殺されます。実務上可能な場合には常に、ヘッジ会計の適用要件を満たすべく特定リスクに対してヘッジ指定を行っております。こうした状況下、連結会社は、ヘッジの開始時及び継続期間中に亘って、ヘッジ手段のデリバティブ取引がヘッジ対象取引の公正価値の変動又はキャッシュ・フローの変動と高い相殺関係があるかどうかに関する有効性評価を実施しております。デリバティブ取引に関してヘッジとしての有効性が認められないと判断した場合は、そのデリバティブに対するヘッジ会計の適用を中止しております。

連結会社は、信用リスクに関連した偶発条項を含む重要性のあるデリバティブ契約を締結しておりません。

当第3四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末におけるデリバティブ取引の想定元本金額は、以下のとおりです。

デリバティブ契約	想定元本（十億円）	
	当第3四半期連結会計期間末	前連結会計年度末
金利契約	2,576	3,003
外国為替契約	1,943	1,974
コモディティ契約	6,275	7,895
合計	10,794	12,872

金利変動リスクの管理

連結会社のファイナンス、投資活動、資金管理などの業務は、金利変動に伴う市場リスクに晒されております。これらのリスクを管理するために、連結会社は金利スワップ契約を締結しております。金利スワップは、多くの場合、固定金利付資産・負債を変動金利付資産・負債に変換するために、また一部の変動金利付資産・負債を固定金利付資産・負債に変換するために利用しております。固定金利付及び変動金利付の資産・負債の割合を維持することによって、資産負債に関するキャッシュ・フローの全体の価値を管理しております。

為替変動リスクの管理

連結会社は、グローバルに企業活動を行っており、各社が拠点とする現地通貨以外による売買取引、ファイナンス、投資に伴う為替変動リスクに晒されております。連結会社は、ナチュラルヘッジを有効に利用して資産や負債、未認識の確定契約に対する為替リスクを相殺すること、及び非機能通貨のキャッシュ・フローの経済価値を保全するべく為替予約などの契約を利用することにより、為替変動リスクを管理しております。これら外貨建契約がヘッジ手段として指定されていない場合であっても、連結会社は、これらの取引が為替変動による影響を有効に相殺していると判断しております。ヘッジ対象となる主な通貨は、米ドル、ユーロ、豪ドルです。

商品相場変動リスクの管理

連結会社は、売買取引及びその他の営業活動において、様々な商品の相場変動リスクに晒されております。連結会社は、リスク管理方針に基づき、商品相場のリスクをヘッジするべく商品先物、商品先渡、商品オプション、商品スワップを利用しております。これらの契約は、公正価値ヘッジ及びキャッシュ・フローヘッジとしてヘッジ指定された一部の取引を除き、ヘッジ指定はしておりません。

公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジとして指定されるデリバティブは、主として固定金利付資産・負債を変動金利付資産・負債に変換する金利スワップです。

キャッシュ・フローヘッジ

キャッシュ・フローヘッジとして指定したデリバティブは、主として変動金利付負債を固定金利付負債に変換する金利スワップ、及び特定の債務に係る機能通貨ベースのキャッシュ・フローの変動を減殺する通貨スワップです。また、商品スワップ及び先物契約も利用しており、キャッシュ・フローヘッジとして指定しております。現在の未決済となっている契約は、平成32年までの予定取引をヘッジしております。

在外事業体に対する純投資のヘッジ

当社は、在外事業体に対する純投資の為替変動リスクを回避するために、為替予約及び外貨建借入債務などのデリバティブ取引以外の金融商品を活用しております。当第3四半期連結会計期間末において、為替換算調整勘定に含まれているヘッジ手段であるデリバティブの純損益の金額は、34,452百万円の利益となっております。

ヘッジ活動以外に用いられるデリバティブ取引

当社及び一部の子会社は、トレーディング活動の一環として金融デリバティブ契約を締結しております。連結会社は、トレーディングを目的とするデリバティブ取引とリスク管理目的で利用するデリバティブ取引とを明確に区分しております。また、連結会社は、内部統制上の方針として、デリバティブ取引に伴う潜在的な損失を最小化するため厳格なポジションの限度枠を設定し、その準拠状況をみるために定期的にポジションを監視しております。

連結貸借対照表におけるデリバティブ及びヘッジの影響

当第3四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末において、ヘッジ指定されているデリバティブ契約の公正価値（相殺処理前）、及びヘッジ指定されていないデリバティブ契約の公正価値（相殺処理前）は以下のとおりです。

（当第3四半期連結会計期間末）

デリバティブ契約	連結貸借対照表科目 （資産）	公正価値 （百万円）	連結貸借対照表科目 （負債）	公正価値 （百万円）
ヘッジ指定されているデリバティブ				
金利契約	その他の流動資産	824	その他の流動負債	8
	その他の資産	65,700	その他の固定負債	5,698
外国為替契約	その他の流動資産	55,552	その他の流動負債	662
	その他の資産	3,416	その他の固定負債	2,019
コモディティ契約	その他の流動資産	2,699	その他の流動負債	6,749
	その他の資産	3,098	その他の固定負債	81
	小計	131,289	小計	15,217
ヘッジ指定されていないデリバティブ				
金利契約	その他の流動資産	88	その他の流動負債	401
	その他の資産	11,102	その他の固定負債	13,195
外国為替契約	その他の流動資産	50,849	その他の流動負債	25,478
	その他の資産	19,722	その他の固定負債	3,974
コモディティ契約	その他の流動資産	329,611	その他の流動負債	320,006
	その他の資産	24,074	その他の固定負債	25,512
	小計	435,446	小計	388,566
	合計（総額）	566,735	合計（総額）	403,783
	資産・負債相殺額	350,436	資産・負債相殺額	336,984
	その他の流動資産 計上額	134,660	その他の流動負債 計上額	48,794
	その他の資産 計上額	81,639	その他の固定負債 計上額	18,005
	合計 （連結貸借対照表上の デリバティブ資産）	216,299	合計 （連結貸借対照表上の デリバティブ負債）	66,799

（注） 連結会社は、取引相手先との間に法的拘束力のあるマスターネットティング契約が存在する場合、デリバティブ資産・負債とデリバティブ契約締結先に対する差入現金担保・預り現金担保を相殺しています。

当第3四半期連結会計期間末において、相殺した差入現金担保、預り現金担保は、それぞれ34,578百万円、48,030百万円です。また、相殺されなかった差入現金担保、預り現金担保は、それぞれ16,325百万円、23,338百万円です。

ヘッジ手段	連結貸借対照表科目	帳簿価額 （百万円）
ヘッジ手段に指定されているデリバティブ取引以外の金融商品		
外貨建借入債務	一年以内に期限の到来する 長期借入債務	3,912
	長期借入債務 （一年以内の期限到来分を除く）	39,115
	合計	43,027

(前連結会計年度末)

デリバティブ契約	連結貸借対照表科目 (資産)	公正価値 (百万円)	連結貸借対照表科目 (負債)	公正価値 (百万円)
ヘッジ指定されているデリバティブ				
金利契約	その他の流動資産	364	その他の流動負債	109
	その他の資産	52,854	その他の固定負債	3,442
外国為替契約	その他の流動資産	23,945	その他の流動負債	3,850
	その他の資産	6,741	その他の固定負債	1,254
コモディティ契約	その他の流動資産	6,507	その他の流動負債	8,025
	その他の資産	9,622	その他の固定負債	99
	小計	100,033	小計	16,779
ヘッジ指定されていないデリバティブ				
金利契約	その他の流動資産	2,448	その他の流動負債	3,985
	その他の資産	14,698	その他の固定負債	17,935
外国為替契約	その他の流動資産	35,187	その他の流動負債	14,834
	その他の資産	26,664	その他の固定負債	6,391
コモディティ契約	その他の流動資産	349,732	その他の流動負債	363,087
	その他の資産	59,974	その他の固定負債	58,422
	小計	488,703	小計	464,654
	合計(総額)	588,736	合計(総額)	481,433
	資産・負債相殺額	410,185	資産・負債相殺額	411,384
	その他の流動資産 計上額	84,323	その他の流動負債 計上額	43,357
	その他の資産 計上額	94,228	その他の固定負債 計上額	26,692
	合計 (連結貸借対照表上の デリバティブ資産)	178,551	合計 (連結貸借対照表上の デリバティブ負債)	70,049

(注) 連結会社は、取引相手先との間に法的拘束力のあるマスターネットティング契約が存在する場合、デリバティブ資産・負債とデリバティブ契約締結先に対する差入現金担保・預り現金担保を相殺しています。
前連結会計年度末において、相殺した差入現金担保、預り現金担保は、それぞれ49,394百万円、48,195百万円です。また、相殺されなかった差入現金担保、預り現金担保は、それぞれ8,819百万円、32,904百万円です。

ヘッジ手段	連結貸借対照表科目	帳簿価額 (百万円)
ヘッジ手段に指定されているデリバティブ取引以外の金融商品		
外貨建借入債務	一年以内に期限の到来する 長期借入債務	4,466
	長期借入債務 (一年以内の期限到来分を除く)	49,125
	合計	53,591

連結損益計算書及びその他の包括損益におけるデリバティブ及びヘッジの影響

前第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結累計期間におけるデリバティブ取引の損益は以下のとおりです。

(前第3四半期連結累計期間)

公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブ

デリバティブ契約	デリバティブ損益及びヘッジ対象の計上科目	デリバティブ金額 (百万円)	ヘッジ対象金額 (百万円)
金利契約	その他の損益	3,332	3,311
外国為替契約	その他の損益	4,125	4,269

- (注) 1. 前第3四半期連結累計期間において、ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性テストから除外された金額に重要性はありません。
2. 前第3四半期連結累計期間において、確定契約に対する公正価値ヘッジのうち、ヘッジ会計の要件を満たさなくなった結果、損益計上したものはありません。

キャッシュ・フローヘッジとして指定されたデリバティブ

デリバティブ契約	その他の包括損益計上額 (百万円)	累積その他の包括損益から連結損益計算書に振替えられた金額の計上科目	累積その他の包括損益から連結損益計算書に振替えられた金額 - 有効部分(百万円)
金利契約	667	支払利息	361
外国為替契約	49,518	その他の損益	6,975
コモディティ契約	12,998	収益及び収益に係る原価	2,392

- (注) 1. 前第3四半期連結累計期間において、ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性テストから除外された金額に重要性はありません。
2. 前第3四半期連結累計期間において、予定取引が当初予定していた時期までに実行されないためにキャッシュ・フローヘッジを中止した結果、平成21年3月31日における「累積その他の包括損益」から損益計上したものはありません。

純投資ヘッジとして指定されたデリバティブ

デリバティブ契約	その他の包括損益計上額 (百万円)	累積その他の包括損益から連結損益計算書に振替えられた金額の計上科目	累積その他の包括損益から連結損益計算書に振替えられた金額 - 有効部分(百万円)
外国為替契約	16,234	有価証券損益	17,698

- (注) 前第3四半期連結累計期間において、ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性テストから除外された金額に重要性はありません。

ヘッジ指定されていないデリバティブ

デリバティブ契約	デリバティブ損益の計上科目	連結損益計算書計上額 (百万円)
金利契約	支払利息	273
	その他の損益	7,769
外国為替契約	支払利息	744
	その他の損益	38,020
コモディティ契約	収益及び収益に係る原価	1,941

(当第3四半期連結累計期間)

公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブ

デリバティブ契約	デリバティブ損益及びヘッジ対象の計上科目	デリバティブ金額 (百万円)	ヘッジ対象金額 (百万円)
金利契約	その他の損益	10,951	10,970
外国為替契約	その他の損益	1,781	1,718
コモディティ契約	収益及び収益に係る原価	1,293	1,293

- (注) 1. 当第3四半期連結累計期間において、ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性テストから除外された金額に重要性はありません。
2. 当第3四半期連結累計期間において、確定契約に対する公正価値ヘッジのうち、ヘッジ会計の要件を満たさなくなった結果、損益計上したものはありません。

キャッシュ・フローヘッジとして指定されたデリバティブ

デリバティブ契約	その他の包括損益計上額 (百万円)	累積その他の包括損益から連結損益計算書に振替えられた金額の計上科目	累積その他の包括損益から連結損益計算書に振替えられた金額 - 有効部分(百万円)
金利契約	3,375	支払利息	244
外国為替契約	41,447	その他の損益	18,656
コモディティ契約	8,448	収益及び収益に係る原価	2,214

- (注) 1. 当第3四半期連結累計期間において、ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性テストから除外された金額に重要性はありません。
2. 「累積その他の包括損益」に計上されたデリバティブ関連の損益は、対応するヘッジ対象取引が連結損益計算書で認識された時点で損益に振替えております。当第3四半期連結会計期間末において「累積その他の包括損益」に含まれているデリバティブの純利益のうち、約28,000百万円(税効果後)の利益が平成23年12月末までに損益に振替えられる見込です。
3. 当第3四半期連結累計期間において、予定取引が当初予定していた時期までに実行されないためにキャッシュ・フローヘッジを中止した結果、前連結会計年度末における「累積その他の包括損益」から損益計上したものはありません。

純投資ヘッジとして指定されたデリバティブ

デリバティブ契約	その他の包括損益計上額 - 有効部分 (百万円)
外国為替契約	1,829

- (注) 1. 当第3四半期連結累計期間において、ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性テストから除外された金額に重要性はありません。
2. 当第3四半期連結累計期間に「累積その他の包括損益」から連結損益計算書に振替えられた金額はありません。

純投資ヘッジとして指定されたデリバティブ取引以外の金融商品

ヘッジ手段	その他の包括損益計上額 - 有効部分 (百万円)
外貨建借入債務	4,799

- (注) 1. 当第3四半期連結累計期間において、ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性テストから除外された金額に重要性はありません。
2. 当第3四半期連結累計期間に「累積その他の包括損益」から連結損益計算書に振替えられた金額はありません。

ヘッジ指定されていないデリバティブ

デリバティブ契約	デリバティブ損益の計上科目	連結損益計算書計上額 (百万円)
金利契約	支払利息	1,688
	その他の損益	57
外国為替契約	支払利息	1,191
	その他の損益	17,004
コモディティ契約	収益及び収益に係る原価	13,464

前第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結会計期間におけるデリバティブ取引の損益は以下のとおりです。

(前第3四半期連結会計期間)

公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブ

デリバティブ契約	デリバティブ損益及び ヘッジ対象の計上科目	デリバティブ金額 (百万円)	ヘッジ対象金額 (百万円)
金利契約	その他の損益	6,392	6,375
外国為替契約	その他の損益	670	675

(注) 1. 前第3四半期連結会計期間において、ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性テストから除外された金額に重要性はありません。

2. 前第3四半期連結会計期間において、確定契約に対する公正価値ヘッジのうち、ヘッジ会計の要件を満たさなくなった結果、損益計上したものはありません。

キャッシュ・フローヘッジとして指定されたデリバティブ

デリバティブ契約	その他の包括損益計上額 (百万円)	累積その他の包括損益から 連結損益計算書に振替えられ た金額の計上科目	累積その他の包括損益から 連結損益計算書に振替えられ た金額 - 有効部分(百万円)
金利契約	629	支払利息	113
外国為替契約	3,950	その他の損益	18,466
コモディティ契約	9,804	収益及び収益に係る原価	798

(注) 1. 前第3四半期連結会計期間において、ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性テストから除外された金額に重要性はありません。

2. 前第3四半期連結会計期間において、予定取引が当初予定していた時期までに実行されないためにキャッシュ・フローヘッジを中止した結果、平成21年3月31日における「累積その他の包括損益」から損益計上したものはありません。

純投資ヘッジとして指定されたデリバティブ

デリバティブ契約	その他の包括損益計上額 (百万円)	累積その他の包括損益から 連結損益計算書に振替えられ た金額の計上科目	累積その他の包括損益から 連結損益計算書に振替えられ た金額 - 有効部分(百万円)
外国為替契約	8,567	有価証券損益	0

(注) 前第3四半期連結会計期間において、ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性テストから除外された金額に重要性はありません。

ヘッジが指定されていないデリバティブ

デリバティブ契約	デリバティブ損益の計上科目	連結損益計算書計上額 (百万円)
金利契約	支払利息	8
	その他の損益	3,958
外国為替契約	支払利息	103
	その他の損益	7,314
コモディティ契約	収益及び収益に係る原価	8,432

(当第3四半期連結会計期間)

公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブ

デリバティブ契約	デリバティブ損益及び ヘッジ対象の計上科目	デリバティブ金額 (百万円)	ヘッジ対象金額 (百万円)
金利契約	その他の損益	14,209	14,207
外国為替契約	その他の損益	2,022	2,000
コモディティ契約	収益及び収益に係る原価	797	797

- (注) 1. 当第3四半期連結会計期間において、ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性テストから除外された金額に重要性はありません。
2. 当第3四半期連結会計期間において、確定契約に対する公正価値ヘッジのうち、ヘッジ会計の要件を満たさなくなった結果、損益計上したものはありません。

キャッシュ・フローヘッジとして指定されたデリバティブ

デリバティブ契約	その他の包括損益計上額 (百万円)	累積その他の包括損益から 連結損益計算書に振替えられ た金額の計上科目	累積その他の包括損益から 連結損益計算書に振替えられ た金額 - 有効部分(百万円)
金利契約	1,175	支払利息	67
外国為替契約	18,097	その他の損益	8,119
コモディティ契約	455	収益及び収益に係る原価	639

- (注) 1. 当第3四半期連結会計期間において、ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性テストから除外された金額に重要性はありません。
2. 当第3四半期連結会計期間において、予定取引が当初予定していた時期までに実行されないためにキャッシュ・フローヘッジを中止した結果、前連結会計年度末における「累積その他の包括損益」から損益計上したものはありません。

純投資ヘッジとして指定されたデリバティブ

デリバティブ契約	その他の包括損益計上額 - 有効部分 (百万円)
外国為替契約	1,418

- (注) 1. 当第3四半期連結会計期間において、ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性テストから除外された金額に重要性はありません。
2. 当第3四半期連結会計期間に「累積その他の包括損益」から連結損益計算書に振替えられた金額はありません。

純投資ヘッジとして指定されたデリバティブ取引以外の金融商品

ヘッジ手段	その他の包括損益計上額 - 有効部分 (百万円)
外貨建借入債務	2,573

- (注) 1. 当第3四半期連結会計期間において、ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性テストから除外された金額に重要性はありません。
2. 当第3四半期連結会計期間に「累積その他の包括損益」から連結損益計算書に振替られた金額はありません。

ヘッジ指定されていないデリバティブ

デリバティブ契約	デリバティブ損益の計上科目	連結損益計算書計上額 (百万円)
金利契約	支払利息	348
	その他の損益	391
外国為替契約	支払利息	328
	その他の損益	6,468
コモディティ契約	収益及び収益に係る原価	11,331

7. 公正価値測定

継続的に公正価値で測定される資産・負債

当第3四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における継続的に公正価値で評価される資産・負債の内訳は、以下のとおりです。

(当第3四半期連結会計期間末)

区分	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	資産・負債 相殺額 (百万円)	合計 (百万円)
資産					
現金同等物	-	54,297	-		54,297
投資					
売買目的有価証券	140	-	13,331		13,471
売却可能有価証券					
株式	1,052,723	331	-		1,053,054
債券	6,086	99,334	-		105,420
投資計	1,058,949	99,665	13,331		1,171,945
デリバティブ					
金利契約	99	77,615	-		
外国為替契約	-	129,539	-		
コモディティ契約	52,780	304,651	2,051		
デリバティブ計	52,879	511,805	2,051	350,436	216,299
資産合計	1,111,828	665,767	15,382	350,436	1,442,541
負債					
デリバティブ					
金利契約	73	19,229	-		
外国為替契約	-	32,133	-		
コモディティ契約	43,900	306,399	2,049		
デリバティブ計	43,973	357,761	2,049	336,984	66,799
負債合計	43,973	357,761	2,049	336,984	66,799

(前連結会計年度末)

区分	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	資産・負債 相殺額 (百万円)	合計 (百万円)
資産					
現金同等物	-	120,581	-		120,581
投資					
売買目的有価証券	-	12	14,438		14,450
売却可能有価証券					
株式	1,082,708	437	-		1,083,145
債券	8,224	122,194	-		130,418
投資計	1,090,932	122,643	14,438		1,228,013
デリバティブ					
金利契約	317	70,047	-		
外国為替契約	124	92,413	-		
コモディティ契約	24,296	399,654	1,885		
デリバティブ計	24,737	562,114	1,885	410,185	178,551
資産合計	1,115,669	805,338	16,323	410,185	1,527,145
負債					
デリバティブ					
金利契約	364	25,107	-		
外国為替契約	162	26,167	-		
コモディティ契約	25,128	402,644	1,861		
デリバティブ計	25,654	453,918	1,861	411,384	70,049
負債合計	25,654	453,918	1,861	411,384	70,049

- (注) 1. 連結会社は、取引相手先との間に法的拘束力のあるマスターネットティング契約が存在する場合、デリバティブ資産・負債とデリバティブ契約締結先に対する差入現金担保・預り現金担保を相殺しています。
2. レベル1、レベル2への(からの)重要な振替はありません。

レベル1の投資は、売却可能有価証券に分類される株式及び債券であり、活発な市場における市場価格で評価しております。レベル2の投資及び現金同等物は、活発ではない市場における同一の資産の市場価格により評価しております。この区分には、主に社債やコマーシャル・ペーパーが含まれています。レベル3の投資は、売買目的有価証券に分類されるヘッジファンド宛の投資(以下、「オルタナティブ投資」)であり、投資先の一株当り純資産価値により評価しております。当第3四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末のオルタナティブ投資の評価額はそれぞれ13,331百万円及び14,438百万円です。投資先の投資戦略は、主に債券アービトラージ、クレジットアービトラージ、マルチ・ストラテジーなどです。投資の償還の頻度は月次から四半期毎で、主に30日～90日までの通知で償還されます。これらの投資については一部解約手続き中ですが、償還を受けるまでの期間は不明です。

保有するデリバティブは、金利契約、外国為替契約、コモディティ契約のデリバティブです。レベル1のデリバティブは、主にコモディティ契約のデリバティブであり、取引市場価格により評価しております。レベル2のデリバティブは、主に相対取引のコモディティ契約のデリバティブであり、金利、外国為替レートや商品相場価格などの観察可能なインプットを使用し、評価モデルにより評価しております。レベル3のデリバティブは、コモディティ関連の複合デリバティブであり、連結会社の独自の前提を反映した観察不能なインプットを使用して評価しております。

重要な観察不能なインプット(レベル3)を使用して公正価値を測定した資産・負債の調整表は以下のとおりです。

(前第3四半期連結累計期間)

区分	期首残高 (百万円)	損益 (百万円)	その他の 包括損益 (百万円)	購入、売却 及び償還 (百万円)	レベル3への (からの)振替 (百万円)	期末残高 (百万円)	期末で保有す る資産に関連 する未実現の 損益 (百万円)
投資	26,946	2,075	250	10,104	-	18,667	749
デリバティブ (相殺後)	77	30,226	1,216	11	34,789	5,845	30,155
合計	27,023	28,151	966	10,115	34,789	24,512	29,406

(前第3四半期連結会計期間)

区分	期首残高 (百万円)	損益 (百万円)	その他の 包括損益 (百万円)	購入、売却 及び償還 (百万円)	レベル3への (からの)振替 (百万円)	期末残高 (百万円)	期末で保有す る資産に関連 する未実現の 損益 (百万円)
投資	19,632	664	550	1,079	-	18,667	374
デリバティブ (相殺後)	40	30,449	1,216	255	34,783	5,845	30,194
合計	19,672	29,785	666	824	34,783	24,512	29,820

(当第3四半期連結累計期間)

区分	期首残高 (百万円)	損益 (百万円)	その他の 包括損益 (百万円)	購入、売却 及び償還 (百万円)	期末残高 (百万円)	期末で保有す る資産に関連 する未実現の 損益 (百万円)
投資						
売買目的有価証券	14,438	428	643	892	13,331	339
デリバティブ(相殺後)						
コモディティ契約	24	511	-	533	2	2
合計	14,462	939	643	1,425	13,333	337

(当第3四半期連結会計期間)

区分	期首残高 (百万円)	損益 (百万円)	その他の 包括損益 (百万円)	購入、売却 及び償還 (百万円)	期末残高 (百万円)	期末で保有す る資産に関連 する未実現の 損益 (百万円)
投資						
売買目的有価証券	13,491	335	373	122	13,331	51
デリバティブ(相殺後)						
コモディティ契約	9	18	-	25	2	7
合計	13,500	353	373	147	13,333	58

(注) 1. レベル3のデリバティブについては、開示上の目的から相殺して表示しております。
2. レベル3への(からの)振替については、期中会計期間の期首時点で認識しております。

投資についての損益は、連結損益計算書の「有価証券損益」に含まれています。また、デリバティブについての損益は、連結損益計算書の「収益」及び「収益に係る原価」に含まれています。

非継続的に公正価値で測定される資産・負債

当第3四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における非継続的に公正価値で評価された資産・負債の内訳は、以下のとおりです。

(当第3四半期連結会計期間末)

区分	公正価値 評価額 (百万円)	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	損益 (百万円)
投資	5,260	4,126	11	1,123	6,374
固定資産	2,613	-	-	2,613	1,069

(注) 「投資」の公正価値評価額には、関連会社に対する投資の評価額4,126百万円及び原価法投資に対する評価額1,088百万円が含まれています。「投資」の損益には、関連会社に対する投資の減損2,711百万円及び原価法投資に対する減損3,622百万円が含まれています。

(前連結会計年度末)

区分	公正価値 評価額 (百万円)	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	損益 (百万円)
投資	57,022	6,509	-	50,513	61,990
固定資産	14,134	-	-	14,134	18,595

(注) 「投資」の公正価値評価額には、関連会社に対する投資の評価額7,709百万円及び原価法投資に対する評価額48,607百万円が含まれています。「投資」の損益には、関連会社に対する投資の減損6,810百万円及び原価法投資に対する減損54,867百万円が含まれています。

投資及び固定資産については、一時的でない価値の下落により非継続的に公正価値で測定しております。レベル1の投資は、活発な市場における市場価格で評価しております。レベル3の投資は、主に投資先の純資産価値や見積キャッシュ・フローなどの観察不能なインプットを使用した割引将来キャッシュ・フロー法により評価しております。レベル3の固定資産は、主に第三者による鑑定評価または割引将来キャッシュ・フロー法などにより評価しております。

8. 金融商品の公正価値

連結会社は、通常業務として様々な金融商品を取り扱っております。通常の営業活動において世界各地で様々な業界に属する多数の顧客と取引を行っており、これら取引に伴う債権や保証の種類も多岐に亘っております。そのため、特定の地域や取引先に対して重要な信用リスクの集中は生じないと経営者は判断しております。また、連結会社は、金融商品の信用リスクを信用リスク管理方針に則り、与信限度の承認、設定及び定期的な信用調査を通じて管理しており、必要に応じて取引先に対し担保等の提供を要求しております。

連結会社は、注記7に基づき公正価値を算定しております。具体的に、個々の金融商品の公正価値の算定にあたり使用した算定方法及び前提条件は以下のとおりです。

短期運用資産以外の短期金融資産及び負債

現金及び現金同等物に含まれている取得日から3ヶ月以内に満期が到来する定期預金・コマーシャルペーパー・譲渡性預金、定期預金、営業債権債務及び短期借入金は、比較的短期間で満期が到来するため、これらの公正価値は帳簿価額とほぼ同額です。現金及び現金同等物に含まれている取得日からの償還期日が3ヶ月以内の売却可能有証券・債券の公正価値の算定方法は、注記7をご参照下さい。

短期運用資産及びその他の投資

「短期運用資産」及び「その他の投資」に含まれる市場性のある投資の公正価値は、注記7に記載の方法に基づき算定しております。市場性の無い投資は、容易に価値を算定できない多数に及ぶ非関連会社に対する投資であるため、その公正価値を見積もることは実務上困難です。ただし、市場性のない投資のうち、公正価値が下落したと評価され、その下落が一時的ではないと判断された場合は、注記7に記載の方法に基づき公正価値を算定しております。

長期貸付金及び長期営業債権並びに関連会社に対する債権

これらの金融商品の公正価値は、内包するリスクに見合う利率を適用して、将来の見積キャッシュ・フローを割引くことにより算定しております。

長期債務

長期債務の公正価値は、連結会社が新たに同一残存期間の借入を同様の条件の下で行う場合に適用される利率を使用して、将来の見積キャッシュ・フローを割引くことにより算定しております。

デリバティブ

デリバティブの公正価値は、注記7に記載の方法に基づき算定しております。

当第3四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における、金融商品の帳簿価額及び公正価値は以下のとおりです。なお、デリバティブの公正価値は、注記6に記載しておりますので、下記の表上には含めておりません。

当第3四半期連結会計期間末	帳簿価額(百万円)	公正価値(百万円)
金融資産		
短期運用資産以外の短期金融資産 (貸倒引当金控除後)	4,309,302	4,309,302
短期運用資産及びその他の投資		
公正価値の見積が可能なもの	1,173,033	1,173,033
公正価値の見積が実務上困難なもの	422,362	
長期貸付金及び長期営業債権並びに関連会社 に対する債権(貸倒引当金控除後)	418,676	397,725
金融負債		
短期金融負債	3,067,277	3,067,277
長期債務 (1年内の期限到来分及び「その他の固定負債」 に含まれる長期営業債務を含む)	3,729,553	3,743,373

前連結会計年度末	帳簿価額(百万円)	公正価値(百万円)
金融資産		
短期運用資産以外の短期金融資産 (貸倒引当金控除後)	4,128,825	4,128,825
短期運用資産及びその他の投資		
公正価値の見積が可能なもの	1,275,979	1,275,979
公正価値の見積が実務上困難なもの	410,228	
長期貸付金及び長期営業債権並びに関連会社 に対する債権(貸倒引当金控除後)	436,805	443,628
金融負債		
短期金融負債	2,834,247	2,834,247
長期債務 (1年内の期限到来分及び「その他の固定負債」 に含まれる長期営業債務を含む)	3,870,467	3,872,581

9. 年金及び退職給付債務

連結会社の年金制度及び退職一時金制度に係る期間純年金費用は以下のとおりです。

	前第3四半期連結累計期間 (百万円)	当第3四半期連結累計期間 (百万円)
勤務費用	7,771	8,664
利息費用	8,428	8,054
年金資産の期待運用収益	3,342	5,216
数理計算上の差異の償却費用	7,723	5,468
過去勤務債務の償却費用	320	305
縮小・清算損失	1,090	837
期間純年金費用	21,990	18,112

	前第3四半期連結会計期間 (百万円)	当第3四半期連結会計期間 (百万円)
勤務費用	2,638	3,036
利息費用	2,871	2,644
年金資産の期待運用収益	1,111	1,730
数理計算上の差異の償却費用	2,544	1,800
過去勤務債務の償却費用	71	102
縮小・清算損失	225	222
期間純年金費用	7,238	6,074

10. 株主資本及び非支配持分

前第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結累計期間における、連結貸借対照表の株主資本、非支配持分及び資本の部合計の帳簿価額の推移は以下のとおりです。

前第3四半期連結累計期間

	株主資本 (百万円)	非支配持分 (百万円)	資本合計 (百万円)
期首残高	2,383,387	305,157	2,688,544
当社株主への配当	54,226	-	54,226
非支配持分への配当	-	12,851	12,851
ストックオプション行使に伴う新株発行	280	-	280
ストックオプション発行に伴う報酬費用	1,192	-	1,192
非支配持分との資本取引およびその他	8,905	16,333	25,238
包括損益			
四半期純利益	185,590	11,762	197,352
その他の包括損益 - 税効果後			
未実現有価証券評価損益期中変動額	122,441	5,392	127,833
未実現デリバティブ評価損益期中変動額	38,230	26	38,204
確定給付年金調整額期中変動額	3,997	492	4,489
為替換算調整勘定期中変動額	118,160	3,529	121,689
四半期包括損益	468,418	21,149	489,567
自己株式 - 取得(純額)	19	-	19
期末残高	2,790,127	297,122	3,087,249

当第3四半期連結累計期間

	株主資本 (百万円)	非支配持分 (百万円)	資本合計 (百万円)
期首残高	2,961,376	305,398	3,266,774
当社株主への配当	77,261	-	77,261
非支配持分への配当	-	18,596	18,596
ストックオプション行使に伴う新株発行	153	-	153
ストックオプション発行に伴う報酬費用	1,000	-	1,000
非支配持分との資本取引およびその他	1,064	2,088	3,152
包括損益			
四半期純利益	359,696	26,199	385,895
その他の包括損益 - 税効果後			
未実現有価証券評価損益期中変動額	7	2,476	2,469
未実現デリバティブ評価損益期中変動額	11,005	17	11,022
確定給付年金調整額期中変動額	4,691	162	4,853
為替換算調整勘定期中変動額	112,346	7,525	119,871
四半期包括損益	263,053	16,377	279,430
自己株式 - 取得(純額)	75	-	75
期末残高	3,149,310	305,267	3,454,577

当社株主に帰属する四半期純利益及び非支配持分との資本取引による変動額は以下のとおりです。

	前第3四半期連結累計期間 (百万円)	当第3四半期連結累計期間 (百万円)
当社株主に帰属する四半期純利益	185,590	359,696
子会社持分の追加取得・一部売却による 資本剰余金の増減	8,903	1,065
当社株主に帰属する四半期純利益 及び非支配持分との資本取引による変動額	176,687	360,761

11. 1株当たり四半期純利益

1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益の調整計算は以下のとおりです。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
分子(百万円) 当社株主に帰属する四半期純利益	185,590	359,696
分母(千株) 加重平均普通株式数	1,643,005	1,643,631
希薄化効果のある証券の影響 ストックオプション	2,788	3,535
円建新株予約権付社債	804	762
希薄化効果のある証券の影響考慮後の 加重平均株式数	1,646,597	1,647,928
1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益(円)		
基本的	112.96	218.84
潜在株式調整後	112.71	218.27

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
分子(百万円) 当社株主に帰属する四半期純利益	48,166	91,899
分母(千株) 加重平均普通株式数	1,643,088	1,643,709
希薄化効果のある証券の影響 ストックオプション	3,427	3,807
円建新株予約権付社債	804	762
希薄化効果のある証券の影響考慮後の 加重平均株式数	1,647,319	1,648,278
1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益(円)		
基本的	29.31	55.91
潜在株式調整後	29.24	55.75

12. セグメント情報

【オペレーティング・セグメント情報】

オペレーティング・セグメントは、企業の最高経営意思決定者が経営資源の配分や業績評価を行うにあたり通常使用しており、財務情報が入手可能な企業の構成単位、として定義されております。

オペレーティング・セグメントは商品及び提供するサービスの性質に基づき決定されております。連結会社の報告セグメントは以下の6グループにより構成されております。

- 新産業金融事業： アセットマネジメント、パイアウト投資、リースなどの産業金融、不動産（開発・金融）、物流・保険などの分野で、商社型産業金融ビジネスを展開しております。
- エネルギー事業： 石油・ガスのプロジェクト開発及び投資を担うほか、原油、石油製品、LPG、LNG、炭素製品などの取引業務に携わっております。
- 金属： 薄板、厚板などの鉄鋼製品、石炭、鉄鉱石などの鉄鋼原料、銅、アルミなどの非鉄金属原料・製品の分野において、販売取引、事業開発、投資などに携わっております。
- 機械： 電力、船舶、建設機械など大型プラントから物流・運送機器、一般産業用機器まで多岐に亘る分野の機械に関し、販売取引、事業開発、投資などに携わっております。
- 化学品： 原油や天然ガス、鉱物、植物などから生産される原料や、プラスチック、機能材料、電子材料、食品素材、肥料や医薬品の分野で、販売取引、事業開発、投資などに携わっております。
- 生活産業： 食料、衣料、紙・包装材、セメント・建材、医療・介護などに係る事業分野において、商品・サービスの提供、事業開発、投資などに携わっております。

各オペレーティング・セグメントにおける会計方針は、注記2「重要な会計方針の要約」に記載のとおりです。なお、一部項目については、マネージメントアプローチに従い、経営者による内部での意思決定のために調整しております。

経営者は管理上、米国会計基準に基づく当社株主に帰属する当期純利益を主要な指標として、いくつかの要素に基づき各セグメントの業績評価を行っております。また、内部での経営意思決定を目的として、当社独自の経営管理手法を取入れております。

なお、セグメント間の内部取引における価額は、外部顧客との取引価額に準じております。

前第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結累計期間において、連結会社又はいずれのセグメントにおいても、連結会社の収益の10%を超過する単一の顧客、顧客グループ又は政府機関はありません。

連結会社のオペレーティング・セグメント情報は以下のとおりです。

前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年12月31日）（単位：百万円）

	新産業金融 事業	エネルギー 事業	金属	機械	化学品	生活産業	合計	その他	調整・消去	連結金額
収益	67,877	731,049	517,426	409,222	513,070	1,104,928	3,343,572	20,646	1,306	3,362,912
売上総利益	34,709	28,923	171,176	112,219	57,257	336,584	740,868	9,058	1,306	748,620
持分法による投資損益	2,164	28,704	560	7,356	13,875	16,440	69,099	10,099	541	78,657
当社株主に帰属する四半期純利益	7,666	41,566	84,670	24,772	25,674	32,519	201,535	18,695	2,750	185,590
総資産	819,043	1,331,710	2,960,345	1,885,936	719,147	2,329,676	10,045,857	1,828,472	973,951	10,900,378
関連会社に対する投資	120,214	230,187	141,426	146,557	104,878	325,238	1,068,500	91,516	1,034	1,161,050

売上高										
(1)外部顧客に対する売上高	114,350	2,333,662	2,622,443	2,157,820	1,292,623	3,869,460	12,390,358	62,613	1,512	12,451,459
(2)セグメント間の内部売上高	13,059	12,937	2,197	7,086	4,404	6,024	45,707	23,258	68,965	-
合計	127,409	2,346,599	2,624,640	2,164,906	1,297,027	3,875,484	12,436,065	85,871	70,477	12,451,459

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年12月31日）（単位：百万円）

	新産業金融 事業	エネルギー 事業	金属	機械	化学品	生活産業	合計	その他	調整・消去	連結金額
収益	66,367	886,346	664,540	501,787	580,415	1,117,044	3,816,499	23,883	1,242	3,839,140
売上総利益	36,306	35,802	275,183	133,383	62,262	331,919	874,855	14,624	1,242	888,237
持分法による投資損益	7,368	45,039	24,346	14,730	9,744	19,494	120,721	6,364	1,879	125,206
当社株主に帰属する四半期純利益	9,018	73,205	188,319	44,379	21,412	36,860	373,193	15,568	2,071	359,696
総資産	794,462	1,257,582	3,188,653	1,808,537	699,753	2,318,557	10,067,544	2,047,413	898,506	11,216,451
関連会社に対する投資	127,766	223,485	226,092	156,030	107,707	335,762	1,176,842	107,108	2,902	1,286,852

売上高										
(1)外部顧客に対する売上高	103,915	2,761,568	3,293,942	2,725,586	1,489,669	3,905,086	14,279,766	60,331	1,741	14,338,356
(2)セグメント間の内部売上高	17,263	12,563	10,687	4,663	8,945	5,620	59,741	20,937	80,678	-
合計	121,178	2,774,131	3,304,629	2,730,249	1,498,614	3,910,706	14,339,507	81,268	82,419	14,338,356

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

(単位:百万円)

	新産業金融 事業	エネルギー 事業	金属	機械	化学品	生活産業	合計	その他	調整・消去	連結金額
収益	23,164	258,558	175,595	161,713	177,387	377,895	1,174,312	6,872	780	1,180,404
売上総利益	12,219	11,405	38,909	39,445	18,486	115,156	235,620	3,376	780	238,216
持分法による投資損益	1,610	7,943	551	1,754	2,038	6,635	20,531	4,343	426	24,448
当社株主に帰属する四半期純利益	7,067	9,767	27,535	8,218	6,210	13,980	58,643	10,740	263	48,166

売上高										
(1)外部顧客に対する売上高	31,947	857,901	935,588	747,898	455,790	1,330,777	4,359,901	20,347	694	4,379,554
(2)セグメント間の内部売上高	4,793	3,905	797	317	1,387	1,812	13,011	7,546	20,557	-
合計	36,740	861,806	936,385	748,215	457,177	1,332,589	4,372,912	27,893	21,251	4,379,554

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

(単位:百万円)

	新産業金融 事業	エネルギー 事業	金属	機械	化学品	生活産業	合計	その他	調整・消去	連結金額
収益	22,391	272,358	199,783	184,967	205,124	402,346	1,286,969	9,085	775	1,295,279
売上総利益	13,173	10,046	69,057	46,526	22,197	115,458	276,457	6,483	775	282,165
持分法による損益	4,268	16,124	9,810	5,472	2,644	8,172	46,490	2,362	533	48,319
当社株主に帰属する四半期純利益	5,446	17,386	40,963	17,153	8,176	15,584	104,708	13,202	393	91,899

売上高										
(1)外部顧客に対する売上高	34,846	883,507	1,091,943	866,344	514,026	1,383,630	4,774,296	24,249	601	4,797,944
(2)セグメント間の内部売上高	5,735	2,806	5,623	3,806	3,323	3,391	24,684	7,251	31,935	-
合計	40,581	886,313	1,097,566	870,150	517,349	1,387,021	4,798,980	31,500	32,536	4,797,944

- (注) 1. 「その他」は、主に当社及び関係会社に対するサービス及び業務支援を行うコーポレートスタッフ部門などを表しております。また当欄には、各オペレーティング・セグメントに配賦できない、財務・人事関連の営業活動による収益及び費用も含まれております。総資産のうち「その他」に含めた全社資産は、主に財務・投資活動に係る現金・預金及び有価証券により構成されております。
2. 「調整・消去」には、各オペレーティング・セグメントに配賦できない収益及び費用やセグメント間の内部取引消去が含まれております。
3. 当社は、平成22年4月1日付で、「新産業金融事業」及び「機械」の一部事業を、「その他」へ移管した為、関連する各々のセグメントの前年同四半期について組替再表示を行っております。

13. 変動持分事業体の連結

連結会社は、変動持分事業体に対する関与を検討し、連結会社が変動持分事業体の経済実績に最も重要な影響を与える活動に対して指示する権限を有し、かつ、変動持分事業体にとって潜在的に重要となる可能性のある変動持分事業体の損失を負担する義務又は利益を享受する権利を有している場合、連結会社は当該変動持分事業体からの主たる受益者に該当するものと判定しております。

なお、会計基準に定められている要件を満たす一部の変動持分事業体については、連結会社が当該変動持分事業体から生じる期待損失の過半を負担する場合、連結会社は当該変動持分事業体の主たる受益者に該当するものと判定しております。また、期待損失の過半を負担する当事者がいない場合でも、連結会社が期待残余利益の過半を享受するときには、連結会社は当該変動持分事業体の主たる受益者であると判定しております。

連結会社が主たる受益者であることから連結した変動持分事業体に関する情報、及び連結会社が主たる受益者ではないことから連結を行わなかったものの、変動持分を有している事業体に関する内容は以下のとおりです。

連結した変動持分事業体

連結会社は、変動持分事業体を通じて、主として不動産開発事業に従事しております。不動産開発により付加価値をつけた上で将来的に不動産売却することを目的として、変動持分事業体経由で不動産あるいは不動産に係る信託受益権を取得しております。これらの変動持分事業体は、主として借入により資金調達を行っております。

これらの不動産関連取引において変動持分事業体を使用することにより、第三者によるノン・リコースローンを組成し、当該不動産取引にかかる連結会社のリスクを限定しております。

当第3四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末におけるこれらの変動持分事業体の資産合計、連結貸借対照表における資産合計及び負債合計は以下のとおりです。

	当第3四半期連結会計期間末 (百万円)	前連結会計年度末 (百万円)
変動持分事業体の資産合計	196,542	170,965
連結貸借対照表における資産合計	196,445	165,796
連結貸借対照表における負債合計	80,536	83,445

連結貸借対照表における資産のうち、主なものは有形固定資産であり、負債のうち、主なものは長期借入金です。

また、これらの変動持分事業体の資産の一部は、当該変動持分事業体の長期借入金の担保として差入れており、当第3四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における当該資産はそれぞれ104,146百万円及び104,634百万円であり、連結貸借対照表上、大部分は有形固定資産に計上しております。

なお、連結会社が前事業年度において連結していた変動持分事業体の幾つかは、当該変動持分事業体の連結会社持分解約又は清算により連結対象外となりました。当連結会計年度における連結財務諸表に対する重要な影響はありません。

連結されなかった変動持分事業体

連結会社が主たる受益者ではなく、連結をしていない変動持分事業体についても、投資、保証、又は貸付という形態により変動持分を保有しているものがあります。これらの変動持分事業体は、主として借入により資金調達を行っております。また、これらの変動持分事業体は様々な活動を行っており、代表的なものとして、インフラ事業におけるプロジェクト・ファイナンスを遂行するための事業体があります。

当第3四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末におけるこれらの変動持分事業体の資産合計、連結貸借対照表における変動持分に係る資産及び負債、並びに連結会社がこれらの変動持分事業体への関与から被る可能性のある想定最大損失額は以下のとおりです。なお、これらの情報については、入手しうる直近の財務情報を用いております。

	当第3四半期連結会計期間末 (百万円)	前連結会計年度末 (百万円)
変動持分事業体の資産合計	624,060	484,358
連結貸借対照表における変動持分に係る資産合計	73,613	76,830
連結貸借対照表における変動持分に係る負債合計	4,818	7,285
想定最大損失額	106,538	95,850

連結貸借対照表における変動持分に係る資産のうち、主なものは貸付金であり、負債のうち、主なものは取引前受金です。なお、想定最大損失額には、主として保証、貸付等が含まれておりますが、その金額は変動持分事業体への関与から見込まれる損失見込額とは関係なく、通常、将来見込まれる損失額を大幅に上回るものです。

14. 偶発債務

保証

連結会社は、保証の提供によって、債務を引き受けることとなる様々な契約の当事者となっております。そうした保証は関連会社や顧客や取引先に対して提供するものです。

信用保証

連結会社は、主に信用状(Stand by letter of credit)や取引履行保証の形態により、当第3四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末において、顧客や取引先に対して、それぞれ264,182百万円及び316,524百万円、関連会社に対して、それぞれ83,475百万円及び46,745百万円の信用保証を行っております。これらの信用保証は、顧客や取引先、及び関連会社による第三者との取引又は第三者からの資金調達を可能にすることを目的としております。多くの保証契約は10年以内に満期を迎えるものであり、残りの信用保証も平成47年までに満期となります。仮に被保証者である顧客や取引先、又は関連会社が取引契約又は借入契約に基づく義務の履行を怠った場合には、連結会社が被保証者に代わって債務を履行する必要があります。連結会社では、保証先の財務諸表等の情報に基づき社内格付を設定し、その社内格付に基づき、保証先ごとの保証限度額の設定や必要な担保・保証などの取り付けを行うことにより信用保証リスクの管理を行っております。当第3四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における、第三者から取り付けた保証や担保資産などの求償可能額は、それぞれ12,047百万円及び37,522百万円です。また、当第3四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における上記の信用保証に係る負債計上額は、それぞれ2,492百万円及び3,219百万円です。当第3四半期連結会計期間末において、保証実行により重大な損失が発生する可能性の高い信用保証はありません。

損失補償

連結会社は、事業売却や譲渡の過程において、環境や税務などに関する偶発損失を補償する契約を締結することがあります。補償の性質上、これらの契約に基づく連結会社の最大負担額を予想することはできません。これらの契約による連結会社の補償義務については、一部既に請求行為を受けているものを除いて、大方は発生可能性が低かつ見積不能であるため、負債は計上しておりません。

製品保証引当金

一部の子会社は、製品販売後の無償修理費用の支出に備えるため、製品保証費用の見積もりに基づいて製品保証引当金を計上しております。

前第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結累計期間における製品保証引当金の推移は次のとおりです。

	前第3四半期連結累計期間 (百万円)	当第3四半期連結累計期間 (百万円)
期首残高	3,572	3,184
当期増加	716	806
当期使用	712	562
その他(注)	603	255
期末残高	2,973	3,173

(注)その他には、主に連結除外及び為替変動の影響が含まれております。

訴訟

連結会社にはいくつかの係争中の事件がありますが、経営者は、これらの事件が最終的に解決され、仮に連結会社が債務を負うことになったとしても、連結会社の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすことはないと考えております。

15. 後発事象

連結会社は、後発事象を平成23年2月14日まで評価しております。平成23年2月14日現在において、記載すべき後発事象はありません。

2 【その他】

平成22年10月29日開催の取締役会において、平成22年度の中間配当に関し、次のとおり決議されました。

1 株当たり中間配当金 : 26 円

中間配当金の総額 : 42,743 百万円

効力発生日及び支払開始日 : 平成22年12月1日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 2月15日

三菱商事株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡辺 政宏 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荻 茂生 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤井 美知雄 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	峯 敬 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 政之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三菱商事株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（「四半期連結財務諸表の作成方法等について」参照）に準拠して、三菱商事株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表に対する注記事項2.(29)に記載の通り、平成21年4月1日以後開始する四半期連結会計期間から米国財務会計基準審議会の会計基準コーディネーション(ASC)810「連結」(旧米国財務会計基準審議会基準書第160号「連結財務諸表における非支配持分-ARB第51号の改訂」)が適用されているため、会社はこの会計基準により四半期連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 2月14日

三菱商事株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荻 茂生 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤井 美知雄 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩下 稲子 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 政之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三菱商事株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（「四半期連結財務諸表の作成方法等について」参照）に準拠して、三菱商事株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。